

県土整備部所管事項

令和8年5月

県土整備部

目 次

(組織機構)

令和8年度県土整備部組織機構	1
令和8年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）	4

(令和8年度当初予算)

県土整備部令和8年度当初予算のポイント・主要事業	9
--------------------------	---

(公共事業総合政策)

三重県建設産業活性化プラン2024 Ver.3	17
入札・契約制度	20
総合評価方式	23
不当要求根絶に向けた取組	26

(道路整備)

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備	27
県管理道路の整備	30
道路の防災対策	32
交通安全対策	35
道路の維持管理	38

(流域整備)

流域治水の推進	42
土砂災害対策の推進	48
港湾・海岸の整備	51
災害対応力の向上	57

(都市政策)

都市政策の推進	59
下水道の整備	63
下水道管路の全国特別重点調査の結果と措置	68

(住まい政策)

適確な建築・開発行政等の推進	69
住宅政策の推進	72
住宅・建築物の耐震対策	75
質の高い公共施設づくりの推進	77

(工事検査)

工事検査	78
------	----

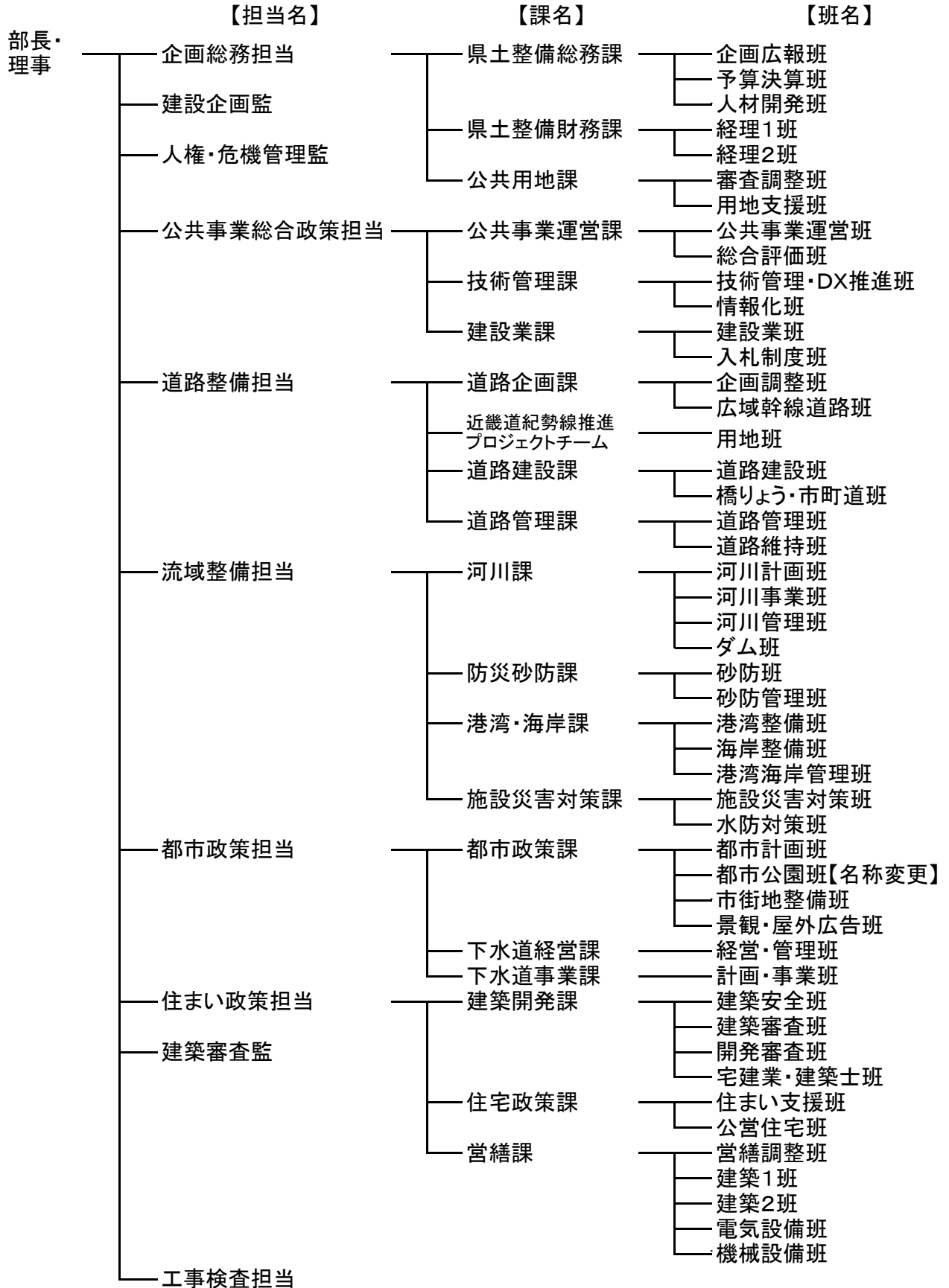
令和8年度県土整備部組織機構

1. 本庁

(1) 主な組織改正

・都市政策課の街路・公園班を「都市公園班」に変更。

(2) 組織

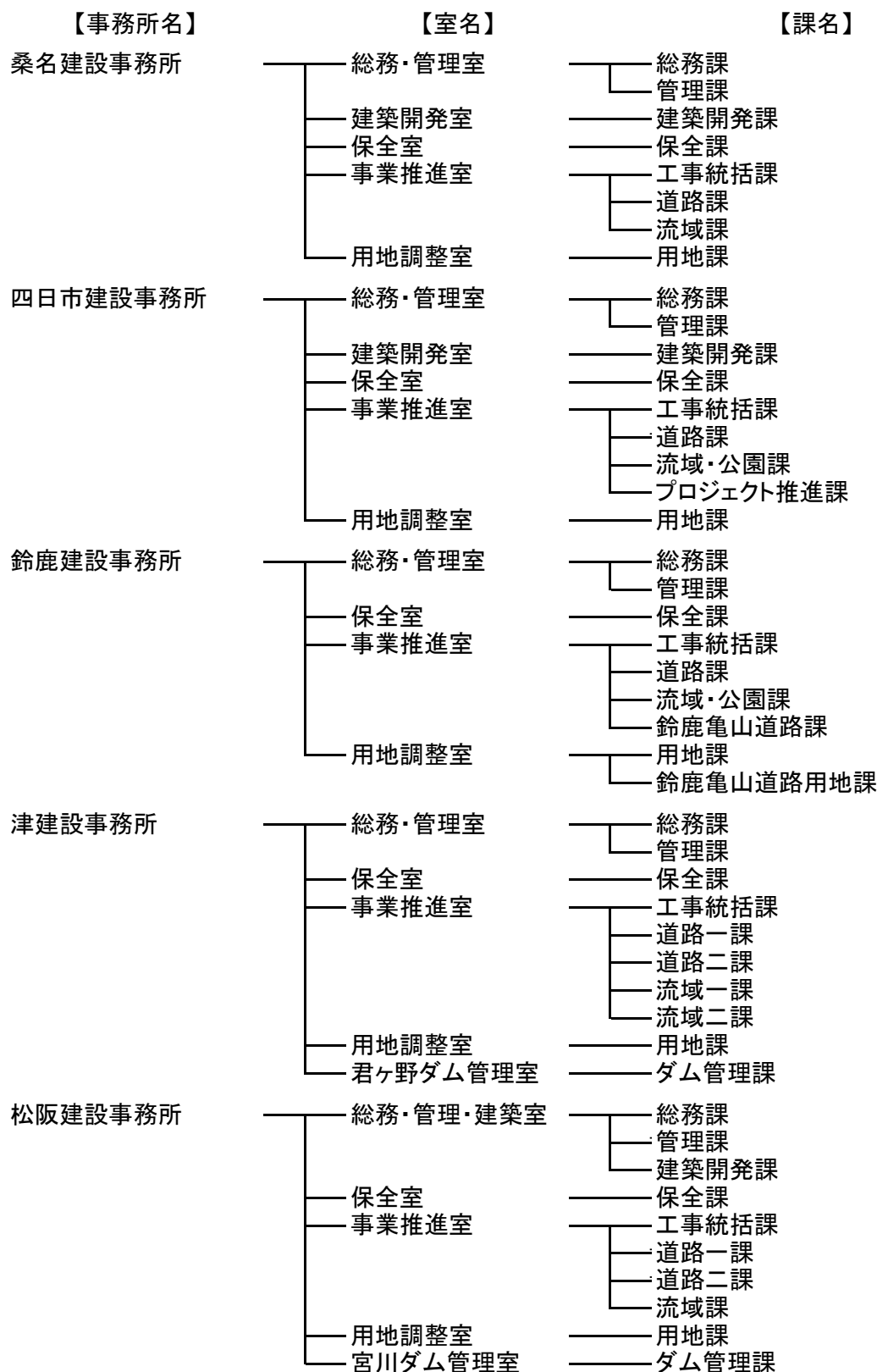


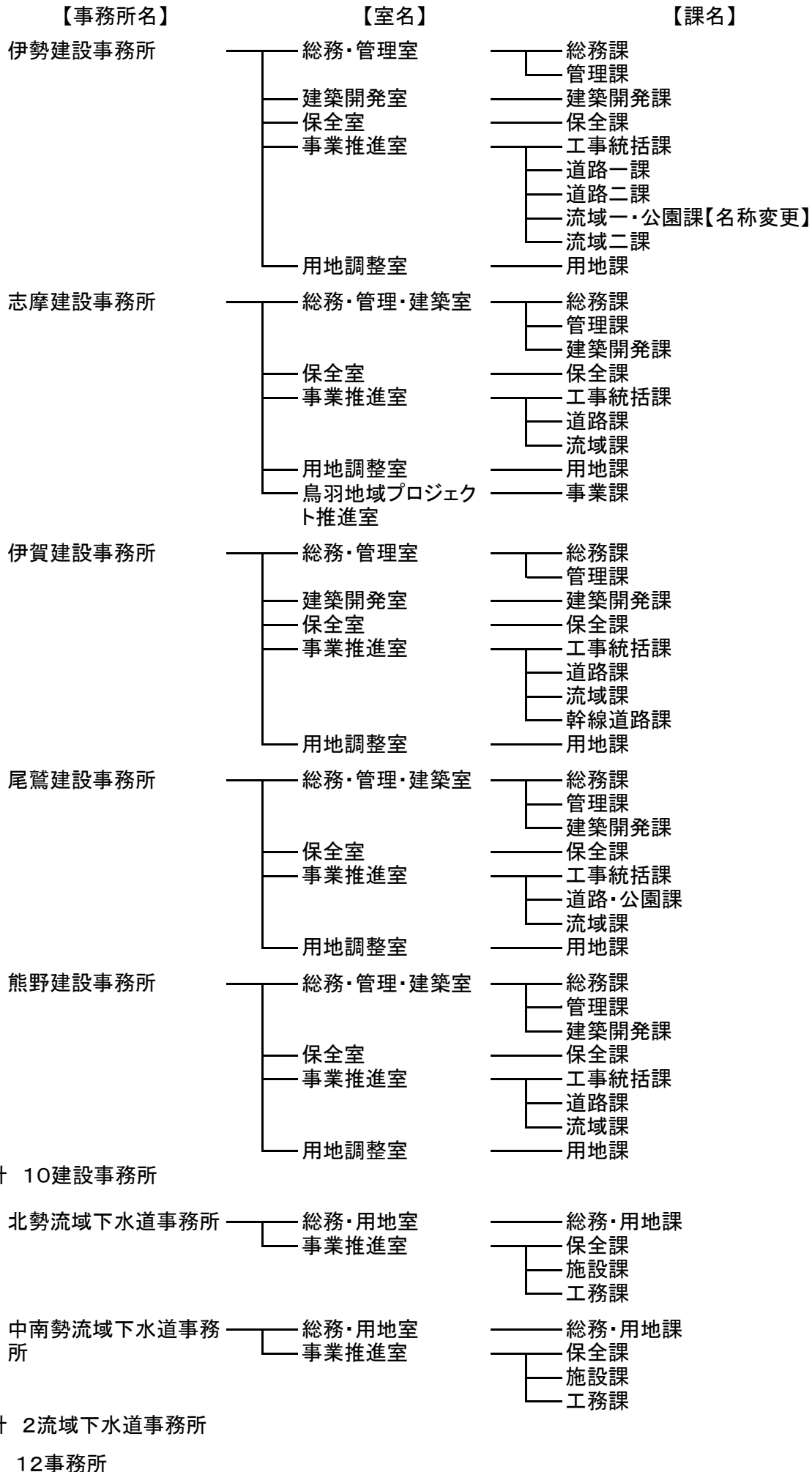
2. 地域機関

(1) 主な組織改正

・伊勢建設事務所事業推進室の流域一課を「流域一・公園課」に名称変更。

(2) 組織





令和8年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

令和8年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	藤井和久	
	県土整備部理事	上村告	
	副部長 (企画総務担当)	西田恭子	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	水谷覚	
	次長 (道路整備担当)	南賢	
	次長 (流域整備担当)	野呂守	
	次長 (都市政策担当)	片田悟	
	次長 (住まい政策担当)	太田寿弘	
県土整備総務課	課長	佐藤寛	企画総務担当
県土整備財務課	課長	飛鳥井清司	
公共用地課	課長	森田収	
建設企画監		西口健太郎	
人権・危機管理監		黒川恭子	
公共事業運営課	課長	寺田和弘	公共事業総合政策担当
	副課長兼班長	吉富隆之	
技術管理課	課長	尾市知己	
	副参事兼班長	時村博司	
建設業課	課長	内山幸治	
道路企画課	課長	金丸裕秀	道路整備担当
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	担当課長	松本匡史	
	副参事	檜作明治	
道路建設課	課長	川北健司	
道路管理課	課長	高山幸伸	
	副課長兼班長	岩崎和人	

課 名	職 名	氏 名	備考
河川課	課長	喚 阿 宏 真	流域整備担当
	副参事	鈴 木 豪	
防災砂防課	課長	山 本 修	
港湾・海岸課	課長	繁 田 憲 一	
施設災害対策課	課長	増 田 伴 哉	
都市政策課	課長	吉 岡 直 哉	都市政策担当
	副課長	雲 匡 司	
下水道経営課	課長	小 端 邦 彦	
	副参事	塩 崎 治	
下水道事業課	課長	丹 羽 要 樹	
建築開発課	課長	今 西 亮 一	住まい政策担当
住宅政策課	課長	三 井 利 公	
	副課長兼班長	西 口 智 也	
営繕課	課長	阿知和 誠	
	副参事兼班長	山 路 誠	
	副参事兼班長	堀 誠	
建築審査監		岡 泰 子	
工事検査総括監		宮 口 友 成	工事検査担当
検査監		津 田 修	
検査監		中 村 孝	
検査監		中 根 大 宇	
検査監		和 田 義 美	
検査監		高 村 史 博	
検査監		中 根 賢	

【地域機関】

事務所名	職 名	氏 名	備考
桑名建設事務所	所長	長 瀬 功 起	
	副所長兼総務・管理室長	山 本 学	
	副所長兼保全室長	成 瀬 裕 之	
	建築開発室長	風 呂 晃 行	
	事業推進室長	佐 伯 亮	
	用地調整室長	岩 田 浩 樹	
四日市建設事務所	所長	高 柳 伸 浩	
	副所長兼総務・管理室長	坂 谷 豊	
	副所長兼保全室長	佐 川 尚	
	建築開発室長	福 田 浩 之	
	事業推進室長	米 増 祐輝晴	
	用地調整室長	山 中 久 嗣	
	技術管理監	菊 澤 康 二	
鈴鹿建設事務所	所長	大 下 賢 一	
	副所長兼総務・管理室長	稲 垣 新 平	
	副所長兼保全室長	黒 田 良 人	
	事業推進室長	諸 岡 裕 幸	
	用地調整室長	森 田 亘	
津建設事務所	所長	矢 野 英 樹	
	副所長兼総務・管理室長	松 本 哲 哉	
	副所長兼保全室長	河 邊 努	
	事業推進室長	山 田 正 志	
	用地調整室長	波多野 昌 良	
	君ヶ野ダム管理室長	大 内 和 樹	

事務所名	職 名	氏 名	備考
松阪建設事務所	所長	西 岡 欣 也	
	副所長兼総務・管理・建築室長	稲 葉 嘉 久	
	副所長兼保全室長	浅 田 昌 博	
	事業推進室長	山 本 英 児	
	用地調整室長	森 田 透	
	宮川ダム管理室長	高 山 英 希	
	技術管理監	前 川 典 哉	
伊勢建設事務所	所長	林 田 充 弘	
	副所長兼総務・管理室長	齋 藤 真	
	副所長兼保全室長	角 田 保	
	建築開発室長	三 宅 敏 博	
	事業推進室長	山 本 憲 司	
	用地調整室長	竹之内 伸 幸	
	技術管理監	伊 藤 文 善	
志摩建設事務所	所長	長 井 貴 裕	
	副所長兼総務・管理・建築室長	阪 口 和 弘	
	副所長兼保全室長	石 渡 充	
	事業推進室長	長 野 文 典	
	用地調整室長	大 西 雅 士	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	伊 東 貴 之	
伊賀建設事務所	所長	富 永 大 介	
	副所長兼総務・管理室長	中 山 一 朗	
	副所長兼保全室長	沢 西 芳 円	
	建築開発室長	中 根 裕 也	
	事業推進室長	堀 博	
	用地調整室長	加 藤 裕 之	

事務所名	職 名	氏 名	備考
尾鷲建設事務所	所長	浅野 覚	
	副所長兼総務・管理・建築室長	瀧谷 昌美	
	副所長兼保全室長	谷口 学	
	事業推進室長	白澤 芳弘	
	用地調整室長	中納 秀三	
熊野建設事務所	所長	高波瀬 吉弘	
	副所長兼総務・管理・建築室長	片山 浩治	
	副所長兼保全室長	間井 哲矢	
	事業推進室長	三好 康成	
	用地調整室長	北村 俊憲	
北勢流域下水道事務所	所長	岡田 健	
	副所長兼総務・用地室長	稲垣 雅彦	
	副所長兼事業推進室長	水守 弘充	
中南勢流域下水道事務所	所長	濱瀬 賢司	
	副所長兼総務・用地室長	阪本 信好	
	副所長兼事業推進室長	梶本 浩盟	

県土整備部

令和8年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

令和8年度当初予算では、切迫する南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等の被害を軽減するための対策や下水道等インフラの老朽化対策等を推進するため、生産性向上や効率化のためのデジタル化及び脱炭素社会の実現に向けたグリーン化の観点を取り入れつつ、次の3点を柱に、労務単価及び資材価格の高騰をふまえて必要な公共事業予算を確保し、国土強靱化等補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、事業の着実な進捗を図ります。

(施策推進の3本柱)

(1) 強靱な県土づくりの強力な推進

埼玉県八潮市の道路陥没事故等をふまえた予防保全型のインフラ老朽化対策を推進するとともに、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、事前防災対策を加速化するために河川改修、ダム整備、堆積土砂撤去等「流域治水プロジェクト」に基づく取組を推進するほか、気候変動をふまえた河川整備計画の見直しを進めます。

また、切迫する南海トラフ地震に備えるため、住宅耐震化の促進、河川・海岸堤防等の耐震化、「命の道」となる道路の整備、緊急輸送道路の機能確保、道路啓開の迅速化、港湾施設の機能確保、放置船対策、下水道施設の耐震化等を進めるとともに、デジタル化の推進や大規模災害を想定した各種訓練の実施を進め、災害対応力の向上に取り組みます。

(2) 暮らしに身近な課題への対応の強化

安全で快適な道路空間づくりに向けて、舗装修繕、側溝整備、区画線の引き直し等の道路維持管理を行うとともに、効果的な雑草対策や地域と協働の道づくり、通学路や生活道路における交通安全対策を進めるほか、ZEH（「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略）の促進等により脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現にも取り組みます。

また、盛土等による災害への対策、良好な住環境の実現のための下水道の未普及対策や広域化・共同化の推進、空き家の除去や活用の支援、県営住宅の改修に取り組みます。

(3) 豊かで活力のある地域づくりの推進

県民生活の利便性の向上、産業の活性化や生産性の向上、地域間交流を促進する道路ネットワークの構築に向けて、高規格道路及び直轄国道の整備を促進するとともに、県管理道路の整備を推進します。

また、地域の賑わい創出のための道路空間再編や花とみどりの三重づくり基本計画に基づく取組の推進、道路空間のグリーン化、防災機能等を備えた都市公園の整備や県産木材の利用推進、インフラを活用した観光誘客の促進に取り組みます。

(公共事業の的確な推進)

上記3本柱の取組の推進にあたっては、地域の建設業が将来にわたって存続できるよう、建設産業活性化に向けた取組が必要不可欠です。

建設産業の活性化に向けて、「三重県建設産業活性化プラン2024」に基づき、教育機関等との連携による「担い手の確保」、週休2日制の定着やバックオフィスの導入等による「労働環境の改善」、建設DXの普及啓発や受発注者におけるICT活用促進等による「生産性の向上」に取り組むとともに、これらの取組に不可欠な建設企業の安定経営に向けた対応を継続的に実施します。

2 主な重点項目

(施策推進の3本柱)

(1) 強靱な県土づくりの強力な推進

◎インフラメンテナンス事業

[道路管理課 (224-2677)]

[河川課 (224-2686)]

[港湾・海岸課 (224-2700)]

[防災砂防課 (224-2705)]

予算額 3,701,026千円

(8,177,962千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

老朽化が進んでいる道路・河川・海岸などの施設について、持続可能な予防保全型のメンテナンスサイクルへの転換に向け、長寿命化計画に基づく計画的な点検や効果的な修繕・更新を実施します。

◎流域下水道事業

[下水道事業課 (224-2725)]

予算額 9,029,075千円

(10,021,325千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の地震対策や老朽化対策を進めます。

◎流域治水事業

[河川課 (224-2679)]

予算額 12,554,654千円

(19,210,864千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

気候変動による災害の激甚化・頻発化をふまえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策の取組に加え、流域全体で行う水災害対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」の取組を推進します。河川や砂防えん堤に堆積した土砂の撤去や樹木の伐採、治水上重要度の高い河川の改修を重点的に進めることで治水安全度の向上を図るとともに、大型水門等の耐震対策を進めます。また、鳥羽河内ダムは、令和10年度の完成に向けて進捗を図ります。さらに、気候変動をふまえた河川整備計画の見直しを進めます。

◎土砂災害防止対策事業 [防災砂防課 (224-2697)]

予算額 3,294,842千円

(5,385,852千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等の指定について基礎調査を進めます。

◎住宅・建築物耐震促進事業 [住宅政策課 (224-2720)]

[建築開発課 (224-2752)]

予算額 318,217千円

木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、除却等を支援するほか、耐震補強工事費の低減を図るため、精密診断法による耐震補強設計及び低コスト工法の講習会を開催します。また、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。

◎高潮等対策事業 [港湾・海岸課 (224-2690)]

予算額 2,529,342千円

(3,786,842千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸の損傷等を軽減する整備を進めます。

◎直轄道路事業 [道路企画課 (224-3016)]

予算額 10,238,006千円

(12,812,509千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワークの構築・機能強化を促進します。具体的には、生産性向上や元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、東海環状自動車道や紀勢自動車道（4車線化）等の高規格道路や北勢バイパス、中勢バイパス（4車線化）、鈴鹿四日市道路、国道1号（桑名東部拡幅）、国道42号（松阪多気バイパス）等の直轄国道の整備促進に向けた取組を進めます。

◎道路改築事業 [道路建設課 (224-2630)]

予算額 8,826,374千円

(10,968,895千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、観光復興を支えるアクセス道路等の整備を進めます。また、身近な生活道路では、車両のすれ違いが困難な箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保に向けた整備を進めます。さらには、早期に事業効果を発現できる待避所の設置などの柔軟な対策も織り交ぜた道路整備を進めます。

◎緊急輸送道路等機能確保事業 [道路建設課 (224-2672)]

予算額 8,367,862千円

(11,825,703千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋の耐震・流失対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違い困難箇所の道幅拡幅を進めます。また、地震により橋台と盛土の間に大きな段差が生じ、通行機能が低下することがないように、適切な対策を行うとともに、復旧のための備蓄資材の確保等により初動体制の強化を図ります。

◎街路事業 [都市政策課 (224-2706)]

予算額 1,795,061千円

(2,378,527千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

「三重県無電柱化推進計画」に基づき、台風や地震による電柱倒壊で甚大な被害を受けやすい市街地の緊急輸送道路において、防災・減災対策として電線類の地中化を行うほか、都市計画道路桑部播磨線等において橋梁工事に重点的に取り組むなど、通学路の安全対策や都市交通の円滑化に資する街路事業を進めます。

◎港湾事業 [港湾・海岸課 (224-2691)]

予算額 1,088,588千円

(1,120,088千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、老朽化対策を進めます。また、鳥羽港（中之郷地区）において岸壁の耐震対策を進めます。

◎放置船対策事業 [港湾・海岸課 (224-2700)]

予算額 49,600千円

港湾区域等の良好な環境を保全するため、放置船の撤去・処分を実施します。

◎道路DX事業 [道路管理課 (224-2677)]

予算額 27,300千円

平常時や災害時における道路観測体制を拡充するため、道路DX中期計画に基づき道路の監視カメラ設置を進めます。

(2) 暮らしに身近な課題への対応の強化

◎道路維持管理事業 [道路管理課 (224-2675)]

予算額 9,632,416千円

(9,657,350千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動を行う緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路を中心に老朽化が進行する舗装や区画線等の道路施設の修繕を進めます。道路利用者や沿道住民等からの要望が非常に多い雑草対策については、路肩等に張コンクリートや防草シートの設置等の雑草抑制対策を計画的かつ重点的に実施します。また、自治会委託や美化ボランティア等の制度の更なる見直しも含め、様々な工夫や新たな取組を、地域の皆様の声を聴きながら進めます。

街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。道路施設の脱炭素化に向けて、トンネル照明灯のLED化を計画的に進めます。

◎交通安全対策事業 [道路管理課 (224-2677)]

予算額 1,464,259千円

(1,549,454千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

教育委員会・市町・警察署・道路管理者等の関係者で構成され、通学路の更なる安全向上を図る継続的な取組である「通学路交通安全プログラム」に基づく対策箇所や、交通事故が多発している箇所、ETC2.0プローブデータ等のビッグデータから判明した潜在的な危険箇所等について、関係者と連携しながらスピード感を持って着実に対策を進めます。

◎(新)省エネ住宅導入促進事業 [住宅政策課 (224-2720)]

<事業実施期間：令和8年度～>

予算額 12,100千円

住宅の脱炭素化と良質な住環境の促進を図るため、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の建設及び購入に対する支援を行います。

◎都市防災総合推進事業 [建築開発課 (224-2752)]

予算額 67,798千円

盛土規制法に基づく規制区域内における既存盛土等の安全性を把握するため、法に基づく基礎調査（既存盛土調査）として、県内全域の既存盛土分布調査を実施します。

◎流域下水道事業【再掲】 [下水道事業課 (224-2725)]

予算額 9,029,075千円

(10,021,325千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の地震対策や老朽化対策を進めます。

◎空き家対策支援事業

[住宅政策課 (224-2720)]

予算額 17,016千円

危険な空き家（特定空家等）の除却のほか、移住定住のための空き家リフォームや、地域活性化施設（非住宅）に改修するなどの空き家の利活用を支援します。また、空き家の適正管理や活用に係るセミナーを開催します。

◎公営住宅管理事業

[住宅政策課 (224-2703)]

予算額 809,134千円

県営住宅の管理を適切に行うとともに、移住定住を促進するため、県営住宅の空き住戸を活用し、移住者向けのお試し用住宅や定住用住宅を提供します。

◎公営住宅建設事業

[住宅政策課 (224-2703)]

予算額 272,996千円

県営住宅の長寿命化を図るため、外壁改修及び屋上防水改修工事等を行うとともに、居住性を高めるため、バリアフリー改修工事等を実施します。

◎建築基準法施行事業

[建築開発課 (224-2752)]

予算額 14,703千円

不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。

◎（新）建築行政DX促進事業

[建築開発課 (224-2752)]

＜事業実施期間：令和8年度＞

予算額 165,077千円

建築計画概要書の閲覧等に伴う閲覧者や対応する職員の負担等を軽減するため、建築計画概要書のインターネットでの閲覧に必要な環境の整備を進めます。

(3) 豊かで活力のある地域づくりの推進

◎直轄道路事業【再掲】 [道路企画課 (224-3016)]

予算額 10,238,006千円

(12,812,509千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワークの構築・機能強化を促進します。具体的には、生産性向上や元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、東海環状自動車道や紀勢自動車道（4車線化）等の高規格道路や北勢バイパス、中勢バイパス（4車線化）、鈴鹿四日市道路、国道1号（桑名東部拡幅）、国道42号（松阪多気バイパス）等の直轄国道の整備促進に向けた取組を進めます。

◎道路改築事業【再掲】 [道路建設課 (224-2630)]

予算額 8,826,374千円

(10,968,895千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、観光復興を支えるアクセス道路等の整備を進めます。また、身近な生活道路では、車両のすれ違いが困難な箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保に向けた整備を進めます。さらには、早期に事業効果を発現できる待避所の設置などの柔軟な対策も織り交ぜた道路整備を進めます。

◎（一部新）道路調査事業 [道路企画課 (224-2739)]

予算額 41,100千円

地域の自立的発展や地域間の連携を支える高規格道路の早期整備や事業化に向け、調査・検討を進めます。県内における総合交通ターミナル整備に向けて、津駅周辺において、道路空間の再編や交通結節点の強化などによる公共交通の利便性の向上を図るため、関係機関と協働しながら、津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）に基づきそれぞれの取組を進めます。また、交通拠点へのアクセス向上等に必要道路ネットワークについて検討を進めるため、道路網調査を実施します。

◎都市計画策定事業 [都市政策課 (224-2718)]

予算額 69,287千円

コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進めるため、次期都市計画区域マスタープラン策定に向け、本県の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画基本方針を策定するとともに、都市計画の基礎資料となる人口規模や土地利用等の現況把握を目的とした基礎調査を実施します。また、「花とみどりの三重づくり基本計画」に基づき、啓発活動を行うなど花とみどりの活用を推進します。

◎都市公園整備事業 [都市政策課 (224-2706)]

予算額 1,002,019千円

(1,033,019千円 令和7年度国土強靱化及び経済対策にかかる補正予算含みベース)

子どもや子育て世帯の目線に立った公園や防災機能を兼ね備えた公園へのリニューアル、安全安心を確保する老朽化対策を推進します。

(公共事業の的確な推進)

◎公共事業評価制度事業 [公共事業運営課 (224-2915)]

予算額 846千円

「三重県公共事業評価審査委員会」を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行うことにより、公共事業を取り巻く状況の変化に対応し、適正に執行します。

◎入札等監視委員会開催事業 [建設業課 (224-2723)]

予算額 469千円

「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用を行います。

◎公共工事設計積算システム事業 [技術管理課 (224-2208)]

予算額 105,340千円

積算基準や設計単価等に基づいて、公共事業の予定価格を算出するために使用する設計積算システムを引き続き運用するために更新します。

◎(一部新)三重県建設産業活性化プラン推進事業 [公共事業運営課 (224-2915)]

予算額 17,050千円

建設業における担い手の確保のため、若年層とその保護者世代を対象に、体験型イベントやSNSを活用した建設業の魅力発信等の取組を行うとともに、企業や就業者に対するアンケート調査を実施し、取組の実態の把握や効果を検証することで、計画的かつ着実に取組を進めます。

三重県建設産業活性化プラン2024 Ver.3

1 概要

地域の建設業は、県民の生活に必要な社会資本の整備・維持管理はもとより、災害時の緊急対応など、「地域の守り手」として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っていますが、現在、建設企業の多くは、就業者の高齢化や若手入職者の減少、2024年4月から始まっている時間外労働の上限規制、生産性向上に向けた建設DX導入への対応や、昨今の中東情勢の緊迫による資材価格高騰など、多くの課題を抱えています。

このため、これらの課題を解決し、今後も地域の建設業が「地域の守り手」としてその役割を担い続けられるように、三重県建設産業活性化プラン2024（以下「活性化プラン2024」という。）を策定し、取り組んでいます。計画期間は令和6年度から令和9年度までの4年間としています。

なお、当プランの取組を効果的に進めるため、有識者を含めた会議で各取組の効果を検証しており、その効果検証結果を踏まえた内容を Ver. 3として取り組んでいます。

また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、活性化プラン2024の趣旨を市町へ周知し協働して取組を進めていきます。

2 令和8年度の主な取組

(1) 取組1 担い手の確保

建設業の課題である担い手の確保の取組を進めます。

【主な施策】

若手職員で構成する「担い手確保支援チーム」により、建設業の魅力発信を加速させます。

・教育機関・建設業界・行政の連携

- 学校訪問を既存の取組実施校に加え、近年建設企業に入職実績のある高校や地元就職者が多い高校などに優先的に実施。

・生徒・学生への魅力発信・動機付け

- 出前授業等に若手就業者などを積極的に起用して、同世代の働く者の目線から高校生にアピール。
- 建設業の魅力を伝えるため、若年層と保護者世代が参加できる体験型イベント「みえ建設ものづくりフェスタ」を開催。

(2) 取組2 労働環境の改善

建設業が「魅力ある労働環境」であるための取組を進めます。

【主な施策】

・週休2日制の定着

- 建設業全体で週休2日に取り組むため、市町工事・民間工事での取組を促進。

・施工管理の分業化・効率化

- 労働時間削減に有効なバックオフィス業務を担う人材の育成を支援。

・人材育成・福利厚生

- 改正建設業法による適正な労務費の確保と賃金行き渡り等に対するダンピング調査を実施。

(3) 取組3 生産性の向上

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

【主な施策】

・建設DXの導入

- 建設DX促進説明会でASP等の建設DX導入のメリット・必要性を周知。

・建設DXの活用

- 建設DX講習会でICT技術の習得について、技術者の人材育成をサポート。
- AI技術を含む新技術活用による生産性向上取組事例を紹介するガイドブックの掲載を拡充し、建設DX活用を促進。

(4) 取組4 企業の安定経営に向けた対応

建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などの取組を進めます。

・建設企業の経営状況の確認と環境変化への対応

- 最低制限価格の設定が低い市町に対して、発注者協議会三重県部会等に加え、直接市町に出向き働きかけを実施。
- 労務・建設資材の変動に対する適正な予定価格の設定及びスライド条項の適切な運用を実施。

令和8年度 取組方針

取組方針 1 担い手の確保

◆ 令和7年度取組を継続して実施する。

- ① 学校訪問については、既存の取組実施校に加え、**近年建設企業に入職実績のある高校**や地元就職者が多い高校などに優先的に実施する。また、訪問時に企業PR一覧表などによる情報発信を行う。
- ② 出前授業等に**卒業生を含む若手就業者**などを積極的に起用して、若手就業者を中心に働く者の目線から同世代にアピールする。
- ③ SNSを活用した情報発信を継続するとともに、建設業の魅力を伝えるため、**建設業団体や教育機関と連携し、若年層と保護者世代が参加できる体験型イベントを開催する。**

取組方針 2 労働環境の改善

◆ 令和7年度取組を継続して実施する。

- ① 週休2日工事の設定率の低い市町に対して、個別に取組要請を行うとともに、民間工事発注者への啓発を継続して行う。
- ② バックオフィス業務の導入促進に向けた取組を継続するとともに、実務担当者の育成支援等の企業ニーズに応えるため、**未経験者が実践的な内容を学ぶ講習会の開催など人材育成へのサポート**を行う。
- ③ **CCUSの活用促進**については、**小規模な建設企業での導入が遅れている**ため、**企業向け説明会の開催**やチラシの配布等により理解促進を図るとともに、**市町に対しても制度導入の働きかけ**を行う。あわせて、労働者の処遇改善に向けて**改正建設業法による適正な労務費の確保と賃金引き渡り等に対する取組**を行う。

取組方針 3 生産性の向上

◆ 令和7年度取組を継続して実施する。

- ① **建設DX促進説明会(導入促進)**は、技術者に加えて**バックオフィス人材などの多様な人材を対象に開催を継続**する。
- ② **建設DX講習会(活用促進)**では、ICT技術の習得について、**技術者のニーズが高い内容の講習会を開催し、人材育成をサポート**することでICT活用工事の拡大を図る。
- ③ 新技術(AI技術を含む)による**生産性向上につながる取組事例を紹介するガイドブックの掲載を拡充し、周知**することで、各企業の建設DX活用を促進する。

企業の安定経営に向けた対応

◆ 令和7年度取組を継続して実施する。

- ① 企業の安定経営に向けて**売上高経常利益率の推移を把握し、産業全体(全国)との比較・分析等を行いながら、必要に応じて入札契約制度の改善**を行う。
- ② 建設企業の適正利潤確保に向けて、**最低制限価格の設定が低い市町に対して、発注者協議会三重県部会等に加え、直接市町に出向き働きかけ**を行う。

入札・契約制度

1 現状

公正性、透明性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等」を実現するため、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいます。

(1) 入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札・契約方式		適用
一般競争入札	一般競争入札	WTO対象工事（※）
	条件付き一般競争入札	建設工事の入札全般
指名競争入札		測量・設計等業務委託 など
随意契約		緊急を要する工事 など

※ WTO対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が1,500万SDR(30.2億円)以上の工事をいう。

(2) 予定価格

三重県会計規則に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

(3) 落札者の決定方式

① 価格競争方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

(4) 最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに基準となる価格（最低制限価格）を設定し、これに満たない価格で入札した者を失格とする制度です。建設工事では、価格競争方式の案件に適用しています。

(5) 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、基準となる価格（調査基準価格）に満たない価格で入札した者に対し、その価格によって契約を履行できるか否かを調査し落札者を決定する制度です。建設工事では、総合評価方式の案件に適用しています。

(6) 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

- ① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること
- ② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること
- ③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(7) 三重県建設工事発注標準【表-1】【図-1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点および1級技術者数からなる格付基準により格付けを行っています。

土木一式工事	A~C	建築一式工事	A~C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

また、格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

(8) 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不相当であると認めた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」および「三重県建設産業活性化プラン2024 Ver. 3」で掲げる各施策に基づき、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいきます。

3 令和8年度の主な取組

(1) 入札・契約制度の適正な運用

各種制度の周知徹底、入札等監視委員会の審議・確認など入札・契約制度の適正な運用を行います。

(2) 予定価格の事後公表

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を引き続き試行します。

(3) 建設企業の安定経営に向けた対応

三重県建設産業活性化プラン2024 Ver. 3 で掲げる「担い手確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の各種取組の実施に向けて、建設企業の経営状況の変化を確認しながら、必要に応じて入札・契約制度の改善に取り組めます。

なお、本年度6月より、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正（令和7年12月）に基づき、労働者の処遇改善のために適正な労務費等の確保と行き渡りの確認を目的として、労務費ダンピング調査を開始する予定です。

表－1 三重県建設工事発注標準

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,500万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,500万円以上 8,500万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	3,000万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

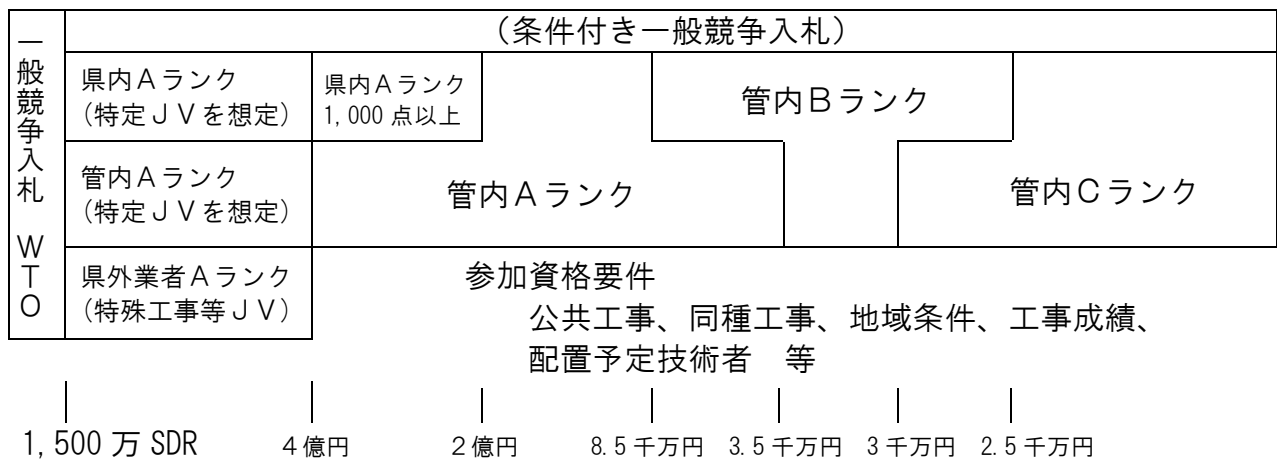
＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

図－1 発注方法

〔土木一式工事〕



総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

(1) 総合評価方式の対象

【建設工事】

- ① 土木一式工事：予定価格5千万円以上
- ② 建築一式工事：予定価格1億円以上
- ③ 舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：予定価格3千万円以上
- ④ 上記①から③に該当しない工事：予定価格7千万円以上

また、平成30年度から、予定価格3千万円から5千万円の土木一式工事を対象に「特別簡易型総合評価方式」を試行。

【測量業務】

- ① 予定価格5百万円以上で、難度の高いもの

【設計業務】

- ① 予定価格3百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務
- ② 予定価格5百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務

<令和7年度実績>

- ・建設工事：全発注件数1,109件のうち657件で総合評価を実施
- ・測量・設計業務：全発注件数688件のうち160件で総合評価を実施

(2) 建設工事における総合評価方式の型式（令和7年6月より適用）

- ① 簡易型（予定価格15億円未満）
- ② 標準型（予定価格15億円以上）
- ③ 高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

(3) 建設工事における落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設工事における評価値の算出式>

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}}$$

標準点 (100点)
 加算点：簡易型 (10~25点)
 加算点：標準型 (35点)

(4) 建設工事における評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型B）における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

項目	配点	全体に占める割合 (%)	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	9	4	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の雇用に関する取組	4	2	SNSを活用した建設業の魅力発信、キャリアパスの策定実績等
企業の技術力等	60	28	企業の工事实績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事实績、CPD実績（*）等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20		換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算

(*) CPD：技術者の継続教育

2 取組方針

「品確法」及び「三重県建設産業活性化プラン2024 Ver.3」に基づき、引き続き総合評価方式の改善を図りながら適用していきます。

3 令和8年度の主な取組

建設工事の総合評価について、「三重県建設産業活性化プラン2024 Ver.3」で掲げられている取組を促進するため、担い手の確保・育成に取り組んだ企業（成果のあった企業）に対してインセンティブを与える評価項目の検討を行います。

また、設計業務の総合評価についても、担い手の確保・育成への取組の評価項目を追加することについて関係団体等と調整を進めます。

土木一式工事における総合評価方式 令和8年度 標準案

		簡易型B 技術提案 1テーマ																													
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)		評価基準・配点等の設定の考え方																										
企業 の 能 力 等	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度	地域精通度	本店等所在地	10	15	215	110	50	25	80																					
			施工箇所地域 における工事実績	5																											
		地域貢献度	雪氷対策元請実績	5																											
			小規模業務委託元請実績	5																											
			公共施設美化活動実績	3																											
	社会 貢 献 度	社会貢献度	災害協定の評価	9	4						4	215	110	50	25	80															
			男女共同参画活動実績	4																											
			障がい者雇用実績																												
			人権に関する取組実績																												
			「みえる・わかる・つながる！職業 ポータルサイト」Webページへの登録																												
			現場見学会等の開催実績																												
			不当要求防止責任者講習の受講実績																												
	職場環境づくりの実績																														
	企業 の 雇 用 に 関 連 す る 取 組	担い手確保・育成への取 組	県内企業による施工	5	5						4						215	110	50	25	80										
			建設業者団体の取組実績	2																											
建設業者団体地域組織の取組実績			1																												
企業 の 技 術 力 等	工 事 実 績	建設企業の取組実績	1	20	50	215	110	50	25	80																					
		建設企業の取組実績	1																												
	工 事 成 績	申告工事成績点又は総合点	20	20							20											50	215	110	50	25	80				
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)																									3			
	労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5																												
	災害時の事業継続力	事業継続計画 (BCP) 策定の有無	2																												
受 注 工 事 高	1級技術者1人あたりの 公共機関等発注の 契約額2千5百万円以上の 土木一式工事の契約金額	10	10	10	50						215	110	50	25	80																
	1企業あたり当該年度の 三重県発注の契約金額5百万円以上の 土木一式工事の契約金額	10																													
技 術 者 の 能 力	技 術 者 の 能 力	配置予定技術者の 工事実績	主任（監理）技術者又は 現場代理人としての工事実績	20												25						215						110	50	25	80
		配置予定技術者の 資格保有状況	技術士、1級土木施工管理技士、 1級建設機械施工管理技士、 又は国土交通大臣が建設業法 第15条2号のイと同等以上の 能力を有するものと認定した者の資格	25																											
		配置予定技術者の CPD（継続学習制度） 取組実績	継続学習制度の単位取得状況	5																											
技 術 提 案 等	技 術 提 案 等	特記課題	発注者が指定する テーマ・項目について 施工上留意すべき課題と対策	60												80															
		ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20																											

(標準点 100点) + 加算点 20点換算

215

換算
20.00
点

不当要求根絶に向けた取組

1 現状

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合の組合長が県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、令和3年6月に警察や弁護士会等と連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を設立し体制の強化を図りました。

さらに、令和3年9月に「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」を制定し協力金の廃止を定めるなど、県発注工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた取組を行っています。

2 取組方針

地域に貢献する建設業者が安心して事業を営むことができるよう、引き続き関係機関が連携し必要な措置を講じることにより、不当要求等の根絶に向けた取組を実施していきます。

3 令和8年度の主な取組

建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の不当要求根絶に取り組めます。

また、「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し継続運用を行っていきます。

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備

1 現状

令和6年度には、東海環状自動車道のいなべICから大安IC間6.5km（令和7年3月29日）、国道42号新宮紀宝道路の全線2.4km（令和6年12月7日）、国道1号北勢バイパスの市道日永八郷線から国道477号バイパス間4.1km（令和7年3月16日）が開通しました。

令和7年度には、国道42号熊野道路における熊野第二トンネル（仮称）の貫通や、国道23号鈴鹿四日市道路の用地買収着手など、事業の進捗が図られました。

令和8年度には、国道42号熊野大橋更新事業の新規事業化や、国道1号北勢バイパスの国道477号バイパスから四日市市采女（国道1号）間における用地買収着手、東海環状自動車道の養老ICからいなべIC間の県境トンネル工事など、道路ネットワークの整備が進められています。

なお、主な事業の進捗状況は、次頁に記載しています。

2 取組方針

- ・近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えとして、県民の皆さんの安全・安心を支え、地域間の交流・連携を深めるとともに、地域の経済の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備促進を図ります。
- ・このため、事業中区間の整備促進を図るとともに、開通見通しの早期公表についても、関係市町や民間企業、民間団体と連携し、国等に対し働きかけていきます。
- ・また、インフラの新しい価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出に向け、官民が連携した地域づくりを推進します。

3 令和8年度の主な取組

- ・新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、近畿自動車道紀勢線等の高規格道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の早期整備に向けて要望活動等に取り組めます。
- ・県内外の交流・連携の拡大に向け、地域高規格道路である国道306号鈴鹿亀山道路の早期整備に向けた整備手法の検討や、名神名阪連絡道路の計画の具体化に向け取り組んでいきます。
- ・国道42号紀宝熊野道路、熊野道路については、県土整備部近畿道紀勢線推進プロジェクトチームが国や関係市町等と連携し、事業調整や用地買収を担うことで、引き続き整備を促進していきます。
- ・県都の顔となる津駅周辺において、賑わいの創出に向けた取組を継続し、歩道拡張に向けた活用主体の掘り起こし、活用方針や必要な機能の検討を行うとともに、日常的な道路空間利活用による機運醸成を図ります。
- ・令和7年10月に国土交通省の道路脱炭素化基本方針が策定されたことを受け、三重県道路脱炭素化推進計画を作成し、計画に基づき道路の脱炭素化の取組を進めてまいります。

<主な事業の進捗状況>

令和8年3月末時点

事業名	事業主体	事業概要	用地進捗 事業進捗	備考
東海環状自動車道 (北勢～四日市)	国 中日本高速	L= 14.4km	100% 約96%	いなべIC～大安IC L=6.5km 令和7年3月29日開通済
東海環状自動車道 (養老～北勢)	国 中日本高速	L= 18.0km	約99% 約71%	
紀勢自動車道(4車線化) (勢和多気JCT～大宮大台IC)	中日本高速	L= 10.9km	100% -	
紀勢自動車道(4車線化) (大宮大台IC～紀勢大内山IC)	中日本高速	L= 6.2km	100% -	
国道42号 熊野道路	国	L= 6.7km	100% 約80%	
国道42号 紀宝熊野道路	国	L= 15.6km	約25% 約8%	
国道42号 新宮紀宝道路	国	L= 2.4km	100% 約98%	紀宝IC～新宮北IC L=2.4km 令和6年12月7日開通済
国道1号 桑名東部拡幅	国	L= 3.9km	約61% 約57%	
国道1号 北勢バイパス	国	L= 21.0km	約82% 約65%	(市)日永八郷線～国道477号BP L=4.1km 令和7年3月16日開通済
国道1号 関バイパス	国	L= 2.5km	約96% 約68%	
国道23号 鈴鹿四日市道路	国	L= 7.5km	約4% 約3%	
国道23号 中勢道路	国	L= 33.8km	100% 約95%	
国道42号 松阪多気バイパス	国	L= 11.9km	100% 約89%	
国道42号 熊野大橋更新	国	L= 0.5km	0% 0%	令和8年度新規事業化

東海環状自動車道（県境トンネル）



桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）



北勢バイパス（四日市市曾井町地内）



中勢道路（津市大里窪田地内）



熊野道路（熊野第二トンネル（仮称））



熊野大橋更新
（熊野大橋撤去・新熊野大橋自歩道整備）



県管理道路の整備

1. 現状

県管理道路の改良率（道路幅員 5.5m 以上）は全国平均を大きく下回っており、地域間交流や観光地へのアクセスに時間を要しています。また、生活道路については、道路幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な箇所があることから、安全・安心で円滑な道路整備が求められています。

2. 取組方針

高速道路および国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する道路ネットワークや観光振興に向けたアクセス道路の整備を進めます。また、生活道路で車両のすれ違いが困難な箇所の解消などに向けて、県管理道路の整備を着実に進めます。

3. 令和 8 年度の主な取組

慢性的な渋滞への対策、激甚化・頻発化する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保などを図るため、引き続き、幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めます。

令和 8 年度に実施する主な箇所は以下のとおりです。

国道 167 号（五知～白木）	
国道 260 号（船越）	〔令和 8 年度完成予定〕
国道 306 号（鈴鹿亀山道路）	
国道 365 号（東員工区その 1）	〔令和 8 年度完成予定〕
国道 365 号（小牧拡幅）	〔令和 8 年度完成予定〕
国道 422 号（下地志子）	〔令和 9 年度一部完成予定〕
県道 七色峡線（神川）	〔令和 8 年度一部完成予定〕
県道 鈴鹿環状線（国府バイパス I 期）	〔令和 8 年度完成予定〕
県道 久居河芸線（新池）	〔令和 8 年度完成予定〕
県道 上野大山田線（蓮池）	〔令和 8 年度完成予定〕
県道 安乗港線（国府）	〔令和 9 年度完成予定〕
県道 蓮峡線（七日市）	〔令和 8 年度完成予定〕

○令和8年度の完成を予定している主な箇所



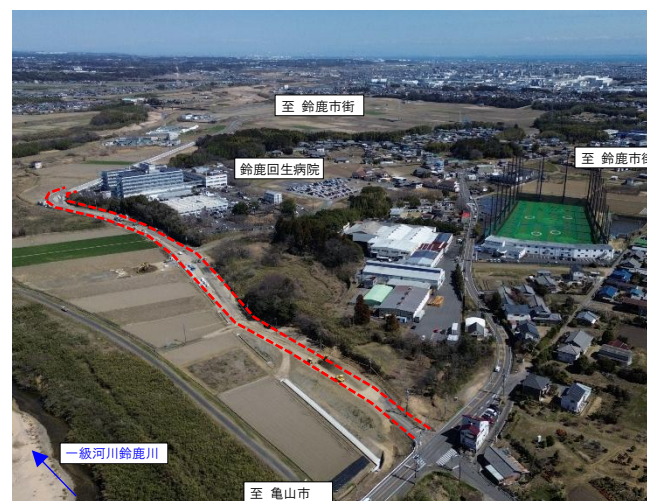
国道 260 号（船越）



国道 365 号（東員工区その1）



国道 365 号（小牧拡幅）



県道 鈴鹿環状線（国府バイパス I 期）



県道 久居河芸線（新池）



県道 上野大山田線（蓮池）

道路の防災対策

1. 現状

災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、確実に通行できる緊急輸送道路が求められています。緊急輸送道路の中には大規模災害時に被災するおそれのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所があり、これらの箇所の対策が求められています。

2. 取組方針

災害発生時の輸送機能を確保するため、緊急輸送道路における橋の落橋防止や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ防止対策および車両のすれ違いが困難な箇所の道幅を広げる対策に取り組めます。

3. 令和8年度の主な取組

緊急輸送道路等で大規模災害発生時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしたことを踏まえ、引き続き緊急輸送機能を確保するための対策を進めます。

令和8年度に実施する主な箇所は以下のとおりです。

○橋の落橋防止や倒壊対策

国道 166 号（乙栗子口橋）	〔令和8年度完成予定〕
国道 311 号（西の谷橋）	〔令和8年度完成予定〕
国道 365 号（黄金大橋）	〔令和8年度完成予定〕
県道 久居美杉線（小戸木橋）	〔令和8年度完成予定〕
県道 鳥羽松阪線（度会橋）	〔令和8年度完成予定〕
県道 四日市菰野大安線（新八風橋）	
県道 三行庄野線（汲川原橋）	〔令和8年度完成予定〕

○洪水で橋が流されない対策

国道 163 号（高良城橋）	〔令和8年度完成予定〕
国道 311 号（古川橋）	
県道 浜島阿児線（桧山路大橋）	〔令和8年度完成予定〕

○道路の土砂崩れ防止対策

国道 163 号（寺田～千戸）	〔令和8年度完成予定〕
国道 166 号（栃谷）	〔令和8年度完成予定〕
国道 422 号（栗谷）	〔令和8年度完成予定〕
国道 260 号（錦）	〔令和8年度完成予定〕

○すれ違い困難箇所の道幅を広げる対策

国道 166 号（富永）

国道 260 号（東宮河内 I-①工区）

〔令和 9 年度完成予定〕

国道 260 号（内瀬伊勢路）

国道 368 号（上長瀬）

国道 368 号（下太郎生）

国道 368 号（奥立川）

国道 368 号（仁柿峠バイパス）

県道 木曾岬弥富停車場線（三崎）

〔令和 10 年度完成予定〕

○令和 8 年度の完成を予定している主な箇所
〔橋の落橋防止や倒壊対策〕



国道 166 号（乙栗子口橋）



国道 311 号（西の谷橋）

〔洪水で橋が流されない対策〕



国道 163 号（高良城橋）



県道 浜島阿児線（桧山路大橋）

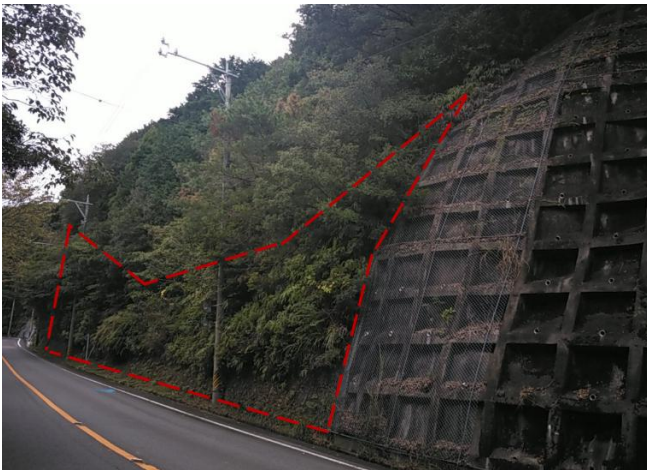
〔道路の土砂崩れ防止対策〕



国道 163 号 (寺田～千戸)



国道 166 号 (栃谷)



国道 260 号 (錦)



国道 422 号 (栗谷)

交通安全対策

1 現状

(1) 通学路における交通安全対策

平成25年から道路管理者、県警察、教育委員会及び学校等が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成28年度より同プログラムに基づき危険箇所の対策を重点的に実施しています。

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

国土交通省では、幹線道路において死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点や単路部を「事故危険箇所」として指定しています。

今年度からは第6次社会資本整備重点計画が施行され、第6次事故危険箇所が指定される見込みです。

(3) 区画線の引き直し

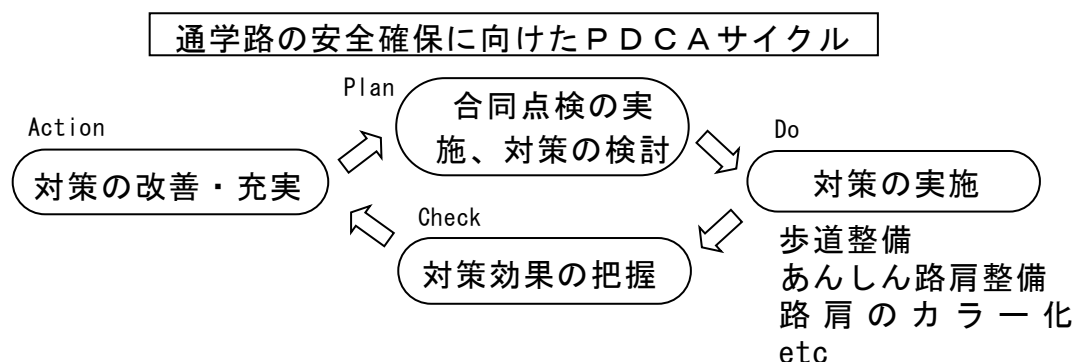
令和3年度の調査結果に基づき、令和4年度より視認性が確保される剥離度Ⅱ以内の早期の定常化を目指し、新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを進めています。

路面標示についての検討・調整等を行うことを目的として、直轄国道事務所、県警察、県で組織する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を令和2年度に設立し、国、県警察、県の三者が連携した同時施工、高耐久性塗料による試験施工及びモニタリング調査等を行っています。

2 取組方針

(1) 通学路における交通安全対策

「通学路交通安全プログラム」に基づくPDCAサイクル（合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実）により、関係者とともに取組を推進します。



(2) 事故危険箇所における交通安全対策

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、県警察と協議して対策を実施します。

(3) 区画線の引き直し

新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを進め、視認性が確保される剥離度Ⅱ以内の定常化を目指します。

また、「三重県内道路路面標示連絡調整会議」において、国・県警察・県の同時施工及び一体施工並びに区画線の耐久性向上に向けたモニタリング調査及び効果検証等の連携した取組を進めるとともに、新たな交通安全対策について、情報共有や意見交換を行います。

3 令和8年度の主な取組

(1) 通学路における交通安全対策

「通学路交通安全プログラム」に基づき、14箇所では歩道整備等を実施します。

令和8年度完成予定箇所

・ 県道桑名東員線（東員町山田）

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

今年度指定される第6次事故危険箇所の対策を関係機関と協議して進めます。

(3) 区画線の引き直し

視認性が確保される剥離度Ⅱ以内の早期の定常化を目指し、新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを着実に進めます。

国、県警察、県の同時施工に向けた協議調整を進めるとともに、新たな交通安全対策について、情報共有や意見交換を始めます。

区画線の高耐久性に向けたモニタリング調査を継続するとともに、劣化が確認された場合は、劣化要因、劣化速度等の分析を進めます。

○令和7年度に完成した主な箇所

通学路における交通安全対策

【県道松阪一志線 松阪市】

対策前



歩道がなく路肩も狭小であり、通学児童等が危険な状態



対策後



通学児童等の安全確保を図るため、歩道整備事業により歩行空間を確保

事故危険類似箇所における交通安全対策

【県道四日市東員線 東員町】

対策前



交差点付近の事故危険箇所で、通行車両同士が追突する恐れがある危険な状態



対策後



車両通行の安全確保を図るため、路面標示により通行車両へ注意喚起

区画線の引き直し

【県道高倉佐那具線 伊賀市】

実施前



センターライン・外側線が消えており、車両通行が危険な状態



実施後



車両通行の安全確保を図るため、区画線の引き直しを実施

道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路の路線数、実延長（R7.4.1現在）

種 別	路線数	実 延 長(km)
国道（県管理）	20	794.5
県道	301	2,636.1
国道・県道計	321	3,430.6

主要な道路施設の内訳

（R7.3.31現在）

種 別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シェッド [＊]	大型 カルバート	門型 標識
施設数	4,207	129	105	22	45	20

2 取組方針

道路利用者が安全・安心・快適に通行いただけるよう、道路パトロールや道路施設の定期点検等により現況を把握するとともに、維持管理に係る対策の内容を、予防管理、対処管理、日常管理などに応じて、適切な維持管理に取り組みます。

3 令和8年度の主な取組

（1）定期点検（1回／5年）の実施

橋梁838橋、横断歩道橋29橋、シェッド6基、門型標識5基

（2）定期点検結果に基づく修繕

過年度の定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
橋梁138橋、トンネル39本、横断歩道橋12橋

（3）市町職員への技術的サポート

三重県道路インフラメンテナンス協議会や様々な研修会を活用した市町職員への技術的サポート

（4）住民参加による維持管理の推進

道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業、草刈り作業の自治会等への業務委託により、住民参加の維持管理活動を支援しています。道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業では、令和7年度から熱中症特約を傷害保険に追加して制度改善を行っています。住民の方により広く参加していただけるよう、関係団体への制度の普及啓発にも一層取り組んでいきます。

また、道路美化ボランティア団体への消耗品提供等のための資金提供をいただけるサポーター企業、団体を募集する制度を令和6年度から開始しており、令和

7年度は、本制度の開始以降初めて、計7社、総額114万円のご寄附をいただきました。

花植え活動を通じて地域の絆を紡いでいく「みえ花と絆のプロジェクト」を、令和7年度は「三重県花とみどりの日」(4月18日)や「三重県街路樹の日」(11月11日)の関連イベントとして、本庁及び10建設事務所が15箇所で開催しました。令和8年度も引き続き各事務所で継続して実施していきます。

(5) 財源確保の推進

歩道橋ネーミングライツは令和8年3月末現在で18件の契約があり、引き続き募集を継続していきます。

ふるさと納税制度を活用した地域の道美化事業募金についても、一層の周知を図ります。

(6) 道路陥没事案への対応

埼玉県八潮市の事案を踏まえ令和7年度に設置しました三重県地下占用物連絡会議において、道路占用者と点検計画や点検結果の共有を図ります。

● 橋梁修繕 定期点検結果を踏まえた対策事例



塗装劣化、地覆欠損



塗装塗替、地覆修復

● 市町職員への技術的サポート事例 実務者意見交換会

橋梁保全技術研修 (N2U-BRIDGE)



座学：講義、ケーススタディ



実習：調査、試験、作図

●みえ花と絆のプロジェクト



国道421号 (桑名)



三行庄野線 (鈴鹿)



津停車場西線 (津)



大台宮川線 (松阪)



伊勢多気線 (伊勢)



国道422号 (伊賀)



三戸紀伊長島停車場線 (尾鷲)



上市木市木停車場線 (熊野)



津関線 (本庁)



四日市多度線 (四日市)



国道167号と伊勢磯部線との交差点 (志摩)

●歩道橋ネーミングライツ（令和8年3月末現在：18件）

- ・四日市市 浜旭歩道橋：「エムシーパートナーズ歩道橋」
- ・四日市市 いかるが歩道橋：「富ーコンクリート(株)1号歩道橋」
- ・四日市市 蔵町歩道橋：「九鬼ヤマシチ純正胡麻油歩道橋」
- ・四日市市 貝家町歩道橋：「管工事 (株)兼成工業本社・第一歩道橋」
- ・四日市市 七つ屋町歩道橋：「管工事 株式会社 兼成工業 歩道橋」
- ・四日市市 曙町歩道橋
：「トラック輸送・倉庫 三重執鬼（トルキ）ブリッジ 3」
- ・四日市市 医療センター前歩道橋
：「造園・ガーデニングの会社 椿緑化（株）ブリッジ」
- ・伊勢市 江横断歩道橋：「伊勢シーパラダイス・めおと横丁歩道橋」
- ・松阪市 宮町横断歩道橋：「株式会社エコクリーン2号歩道橋」
- ・松阪市 大平尾歩道橋：「株式会社エコクリーン3号歩道橋」
- ・松阪市 鎌田横断歩道橋：「総合物流業三重海運株式会社歩道橋」
- ・桑名市 益生歩道橋：「建設業協会桑員支部歩道橋」
- ・桑名市 馬道歩道橋：「桑名 おくやみ手続き支援センター OULAP歩道橋」
- ・鈴鹿市 平田駅前歩道橋：「高所作業車レンタル スカイリースブリッジ」
- ・鈴鹿市 三日市歩道橋：「トラック輸送 倉庫 三重執鬼(トルキ)ブリッジ」
- ・鈴鹿市 保育園前歩道橋：「かきくけコーポレーションはひふへ歩道橋」
- ・鈴鹿市 須賀歩道橋：「株式会社旺輝グループブリッジ」
- ・いなべ市 片樋歩道橋
：「トラック輸送・倉庫 三重執鬼（トルキ）ブリッジ 2」



うまみち
馬道横断歩道橋
「桑名 おくやみ手続き支援センター
OULAP歩道橋」
(桑名市)



いりょうせんたーまえ
医療センター前歩道橋
「造園・ガーデニングの会社 椿緑化（株）
ブリッジ」（四日市市）

流域治水の推進

1 現状

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムなどの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたるあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の取組を進めていく必要があります。

2 取組方針

河川区域と集水域だけではなく、氾濫域も含めて流域として捉え、次の3対策について、ハード・ソフト一体で多層的に進めます。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

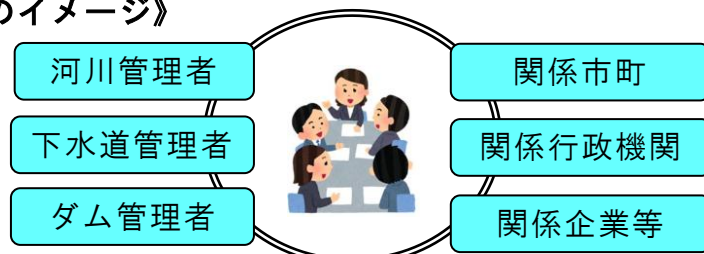


3 流域治水プロジェクトの推進体制

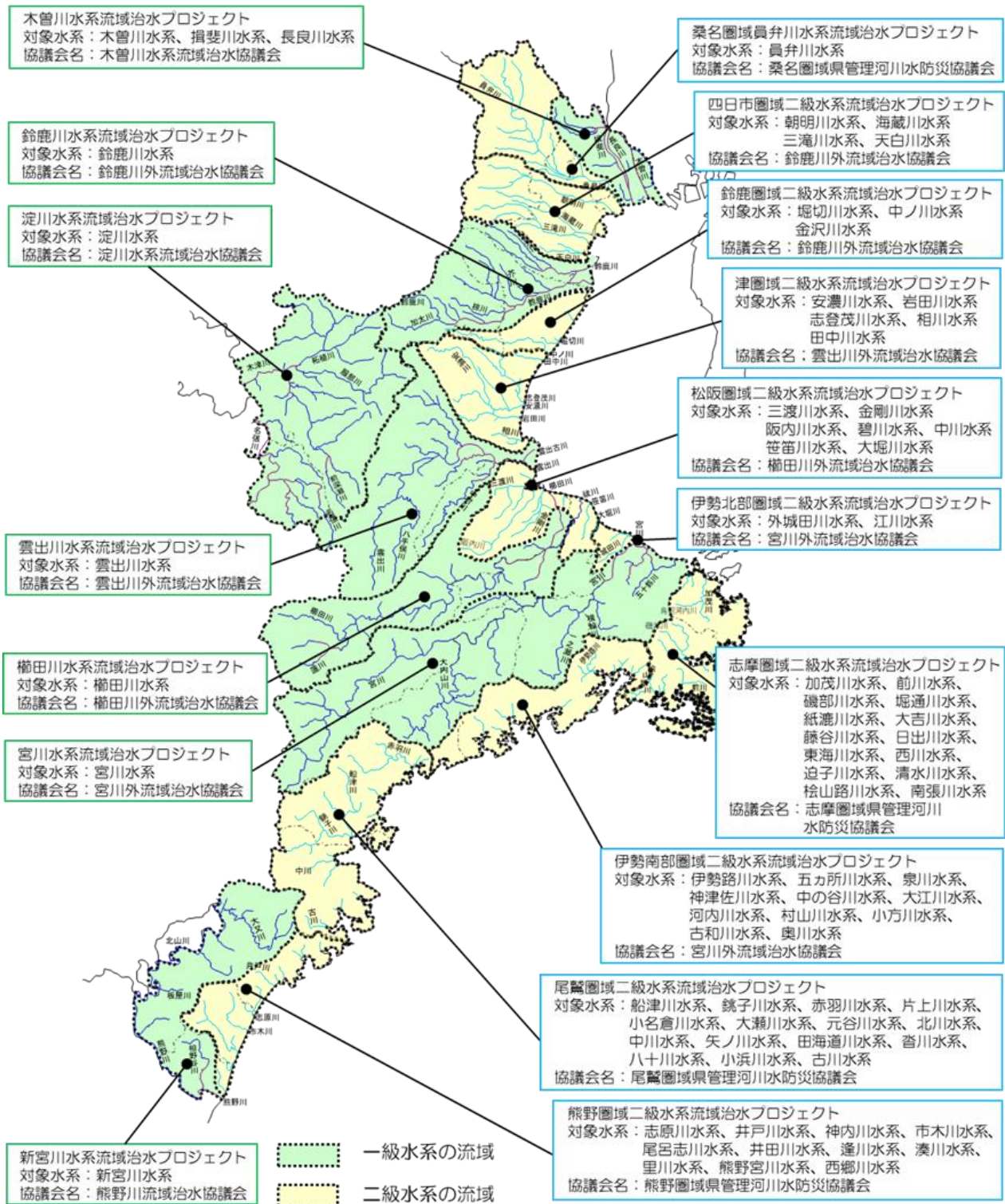
流域全体で取り組む治水対策の全体像を県民に示すため、河川管理者や流域市町等で構成する流域治水協議会において「流域治水プロジェクト」を策定しました。

「流域治水プロジェクト」は、国、県が管理する一級水系7水系と、県が管理する二級水系73水系を10圏域に取りまとめて策定・公表しました。

《流域治水協議会のイメージ》



《県内の流域治水プロジェクトの流域及び圏域》



※流域・圏域毎の流域治水プロジェクトは以下のHPで公開しています。

・ <https://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/000255015.htm>

4 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が頻発化・激甚化しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備やダム建設等、河川施設の整備を進めています。

県管理河川においては浸水被害の防止・最小化のため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、集中的に河川整備を進めるとともに既存ダムの事前放流など「流域治水」の取組を進めていきます。

②令和8年度の主な取組

三滝新川（四日市市）、木津川（伊賀市）など18河川で河川改修事業を実施するとともに鳥羽河内川（鳥羽市）では令和10年度の完成を目指し鳥羽河内ダム建設事業を実施します。

また、江川排水機場（伊勢市）など10河川で長寿命化計画に基づく延命化対策を実施します。

(2) 地震・高潮対策

①事業目的と取組方針

大規模地震や高潮等による浸水被害を軽減するため、河口部の河川堤防、大型水門の地震・高潮対策を進めます。

②令和8年度の主な取組

鍋田川（木曾岬町）など4河川で河川堤防・河口部の大型水門等の耐震対策を実施します。

(3) 河川堆積土砂撤去等

①事業目的と取組方針

河川の流下能力を早期に回復させ、洪水時の被害を軽減するために、堆積土砂の撤去及び雑木の伐採を進めています。

実施にあたっては、関係市町と市町管理区間を含めた河川全体の情報共有により実施箇所の優先度を検討するなど、連携して取り組みます。

撤去した土砂については、公共事業への活用や市町など地域の協力も得ながら残土処分地を確保します。

また、民間による砂利採取を活用し、河川全体の堆積土砂量の縮減に取り組んでいます。

さらに、砂防えん堤の堆積土砂撤去や治山部局とも連携しながら、河川内への土砂堆積の抑制に向けた取組も進めます。

②令和8年度の主な取組

約39万 m^3 （予定）の堆積土砂撤去を進めるとともに、民間による砂利採取についても、引き続きヨシ草や表土の撤去、仮置き採取などを行うことで、砂利採取の促進を図ります。

(4) 直轄河川改修事業

①事業目的と取組方針

国が管理する一級水系において直轄事業として浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備や耐震対策等、河川施設の整備を進めています。

また、特定都市河川に指定された河川については、早期に治水安全度を向上させるため、流域治水整備事業により、計画的・集中的に河川整備を進めます。

②令和8年度の主な取組

中部地方整備局管内で鈴鹿川など5水系5河川、近畿地方整備局管内で熊野川など2水系3河川で河川改修事業を実施します。

また、令和4年度に特定都市河川に指定し、令和6年度に流域水害対策計画が策定された、雲出川水系の中村川・波瀬川については、流域治水整備事業により、河道掘削等の河川整備を実施します。

(5) 特定都市河川

①目的と取組方針

市街化の進展や自然的条件等により浸水被害の軽減が困難な河川について、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に向けた取り組みを進めています。

②令和8年度の主な取組

令和4年度に特定都市河川及び特定都市河川流域に指定した、雲出川水系の中村川・波瀬川・赤川ほか6河川において、令和6年度に策定された流域水害対策計画に基づき、河川管理者と流域市町などの関係者が協働して流域水害対策を推進しています。

また、赤川については令和7年度に特定都市河川浸水被害対策推進事業に採択され、今後、築堤護岸や河道掘削等の河川整備を実施します。

さらに、特定都市河川流域の指定に伴い、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける、雨水浸透阻害行為の許可制度の適切な運用に努めます。

5 洪水被害などの軽減、早期復旧のための対策

(1) 危機管理体制の強化

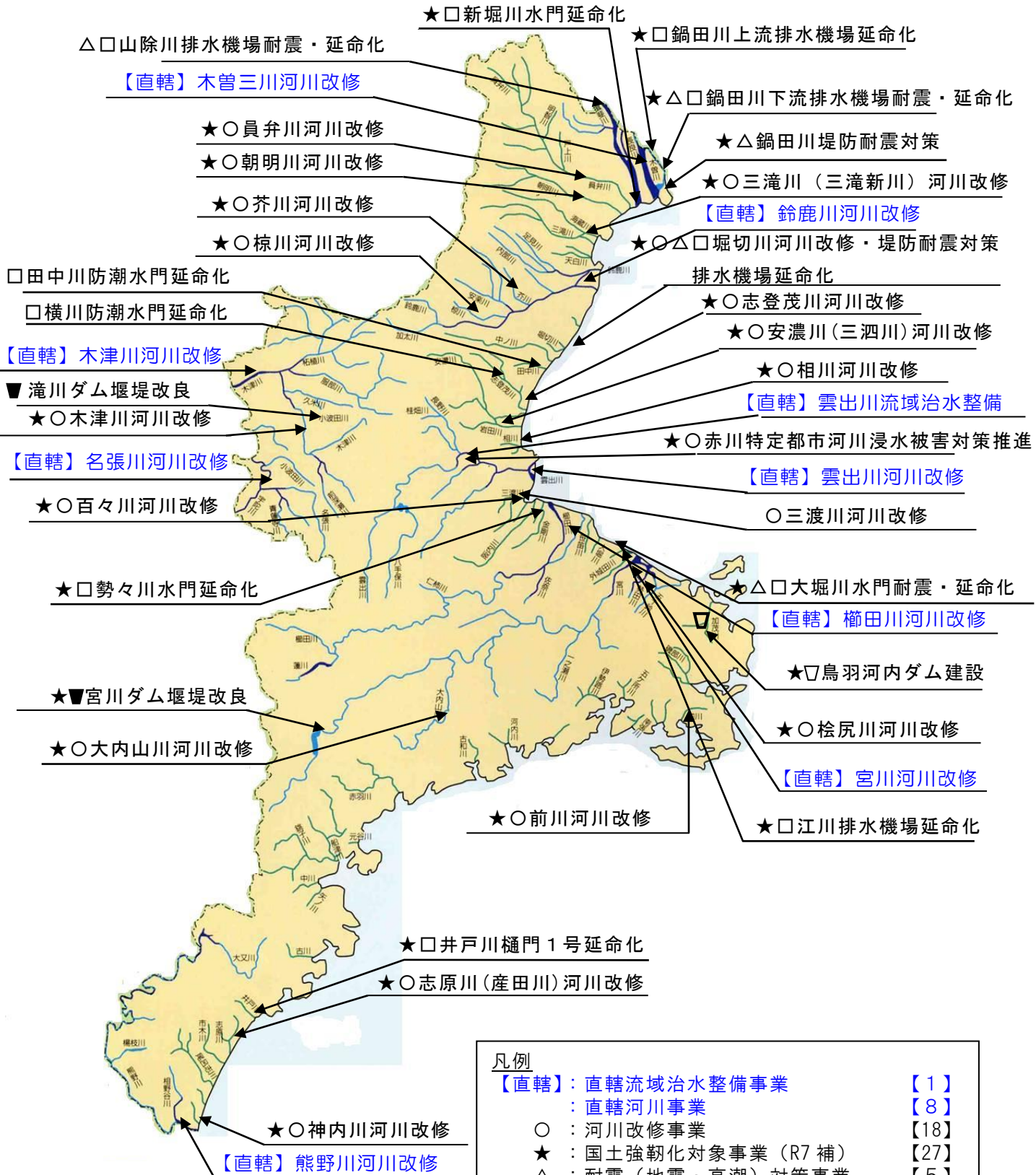
① 事業目的と取組方針

河川DX中期計画に基づき設置した危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラや水位・雨量情報システムの適切な維持管理を行い、住民の避難に資する水位・雨量等の情報を発信しています。

② 令和8年度の主な取組

河川DX中期計画に基づき設置した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラについて、機器の耐用年数や利用状況等を踏まえ、計画的に更新・管理を定めた「次期河川DX中期計画」を策定し、適正な河川観測体制の強化に取り組めます。

令和8年度 主な河川改修事業の予定



凡例		
【直轄】	直轄流域治水整備事業	【1】
	直轄河川事業	【8】
○	河川改修事業	【18】
★	国土強靱化対象事業(R7補)	【27】
△	耐震(地震・高潮)対策事業	【5】
□	延命化事業	【11】
▽	ダム事業	【1】
▼	堰堤改良事業	【2】

【三滝新川】 流下能力向上のための河川改修
(四日市市本郷町)



【産田川】 流下能力向上のための河川改修
(熊野市有馬町)



【相川】大型構造物の改築
(津市高茶屋小森上野町)



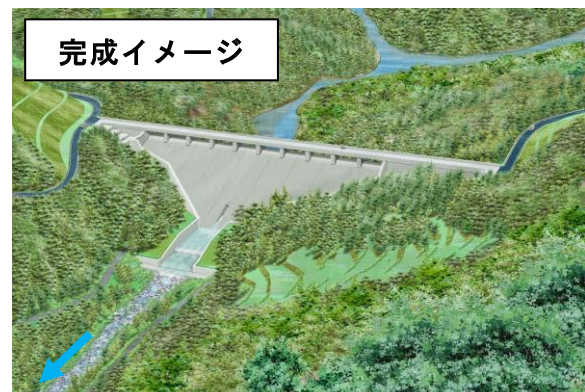
【鍋田川】堤防の耐震対策
(桑名郡木曾岬町源緑輪中)



【大江川】 堆積土砂撤去 (南伊勢町大江)



【鳥羽河内川】 鳥羽河内ダム (鳥羽市河内町)



土砂災害対策の推進

1 現状

県内の土砂災害警戒区域は、約1万6,000箇所を数え県土面積の6割超を山地が占め多くの県民は豪雨などによる土砂災害と隣り合わせで生活しています。また、土砂災害防止施設の整備率が依然として低い状態にあることから、土砂災害防止施設の整備が求められています。

2 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業^{※1}、急傾斜地崩壊対策事業^{※2}により、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所等重点的に取り組めます。

特に、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」等を活用し、人家が集中する地域や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである医療施設・学校・道路等を保全するため、砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設等の砂防関係施設の整備、老朽化対策を推進します。また、経年的に堆積した砂防えん堤の土砂撤去についても計画的に実施します。

一方、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の区域指定は完了しましたが開発等の地形改変などにより状況の変化があった箇所を抽出し2巡目の基礎調査に引き続き取り組めます。また、土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災のため、土砂・洪水氾濫対策に取り組めます。

※1 通常砂防事業：砂防えん堤工、溪流保全工など

※2 急傾斜地崩壊対策事業：法面工、擁壁工など

3 令和8年度の主な取組

取組	実施箇所
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、 地すべり対策事業	67箇所 (砂防:56箇所 急傾斜:10箇所 地すべり:1箇所) 八島川(鈴鹿市)、川上2地区(度会町)、 上野地区(伊勢市)など
うち、要配慮者利用施設および避難所 を保全する事業	42箇所 <要配慮者利用施設 ^{※3} を保全する事業> 六ヶ谷(度会町)、林ノ谷東(尾鷲市)など <避難所を保全する事業> 八島川(鈴鹿市)、神野谷川(松阪市)など
(老朽化対策) 砂防メンテナンス事業	19箇所 田光川(菰野町)、安楽川(亀山市)など
緊急浚渫推進事業	27箇所 木梶川(松阪市)、三戸川(紀北町)など
基礎調査	引き続き、2巡目の基礎調査に取り組めます。
土砂・洪水氾濫対策	雲出川圏域(津建設)、淀川圏域(伊賀建設)など

※3 要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設など

4 令和7年度完成箇所

●通常砂防事業

(西之貝戸：いなべ市)



●通常砂防事業

(宮谷：鳥羽市)



●急傾斜地崩壊対策事業

(坂場4地区：尾鷲市)

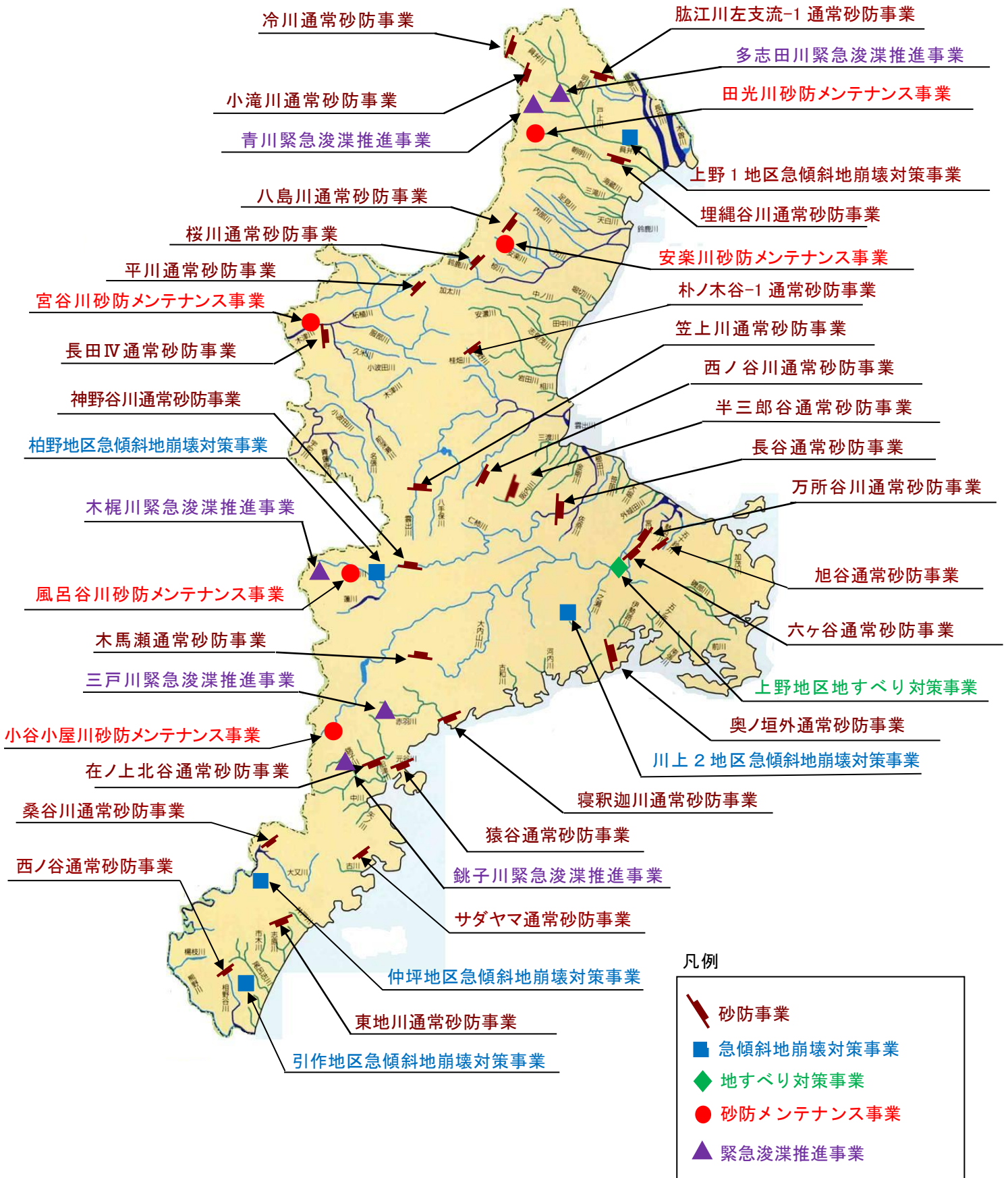


●緊急浚渫推進事業

(宗利第2：菰野町)



令和8年度 主な砂防事業箇所



港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 現況

- ・ 本県には国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾17港、合計20港があり、国際拠点港湾である四日市港を除く19港を管理しています。
- ・ 港湾施設の多くが建設後相当な年数を経過しており老朽化が進んでいます。
- ・ 大規模地震発生時の防災拠点に位置付けられた県管理港湾7港で耐震強化岸壁を整備しています。

(2) 取組方針

- ・ 地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えるとともに、大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保する必要があります。
- ・ 港湾の脱炭素化、港湾活用による地域産業や観光の活性化に取り組むとともに、老朽化が進む岸壁等の港湾施設の更新・修繕や岸壁などの耐震対策に取り組めます。

(3) 令和8年度の主な取組

- ・ 施設更新：宇治山田港（大湊地区）の防波堤改良
- ・ 耐震対策：鳥羽港（中之郷地区）の岸壁補強

港湾事業 耐震対策・・・鳥羽港（中之郷地区）（鳥羽市鳥羽3丁目）



耐震対策

耐震強化岸壁である中之郷岸壁（S59 整備）の耐震性能を現行基準に向上させるため、改良工事を行う。

2 海岸事業

(1) 現状

- ・本県の海岸線は1,083kmあり、約308kmを管理しています。
- ・昭和34年の伊勢湾台風時の水害などに代表される高潮災害や、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震による津波災害に対し、住民の安全・安心を図る必要があります。
- ・地球温暖化による海面上昇や台風の巨大化などの気候変動の影響を考慮した施設整備を図る必要があります。
- ・このため、海岸保全施設の整備を着実に進め、避難体制の充実を図ります。

(2) 取組方針

(施設整備)

- ・津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、令和8年度も防災・減災、国土強靱化対策の予算等を活用し、海岸堤防等の整備に取り組みます。
- ・三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、地域特性に合わせた対策に取り組みます。
- ・新たに施設整備を進めていく箇所から、施設の耐用年数や背後地の状況を踏まえ、気候変動の影響を考慮した検討に取り組みます。
 - 県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を重点的に実施します。
 - 県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を重点的に実施します。
 - 県南部・・・堤防背後住民の津波避難時間を確保するため、堤防上部や堤防陸側法面のコンクリートを厚くするなどし、津波が堤防を乗り越えても堤防が崩壊しにくい構造とする津波対策（海岸保全施設の損傷を軽減させる整備）を重点的に実施します。

(住民避難)

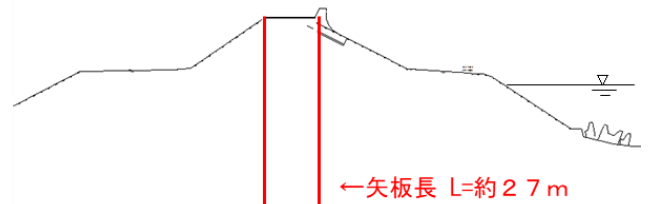
- ・水防法に基づき「想定し得る最大規模の高潮」を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、令和4年度に伊勢湾沿岸、令和6年度に熊野灘沿岸の高潮浸水想定区域の指定を行いました。
- ・伊勢湾沿岸の関係市町については、高潮ハザードマップの作成が済んでいますが、熊野灘沿岸については、未作成の市町があるため、防災担当者会議等の場において高潮ハザードマップの早期作成・配布を促していきます。

(3) 令和8年度の主な取組

(施設整備)

- ・地震対策：城南第一地区海岸、高松地区海岸など5箇所
- ・高潮対策(侵食対策)：上野・白塚・千里地区海岸、千代崎港原永地区海岸など13箇所
- ・津波対策(海岸保全施設の損傷を軽減させる整備)：長島港海岸、相賀浦地区海岸など6箇所
(各対策には、重複する箇所があります。)

海岸事業 地震対策・・・城南第一地区海岸（桑名市福岡町）



地震対策

地震による液状化が発生しても、堤防が崩壊しないよう二重に鋼矢板を打設し堤防を補強しています。

高潮・侵食対策・・・宇治山田港海岸（伊勢市二見町）



侵食対策

養浜により来襲波の勢力を弱め、災害を防止、軽減する。



整備効果（平成21年10月台風18号）

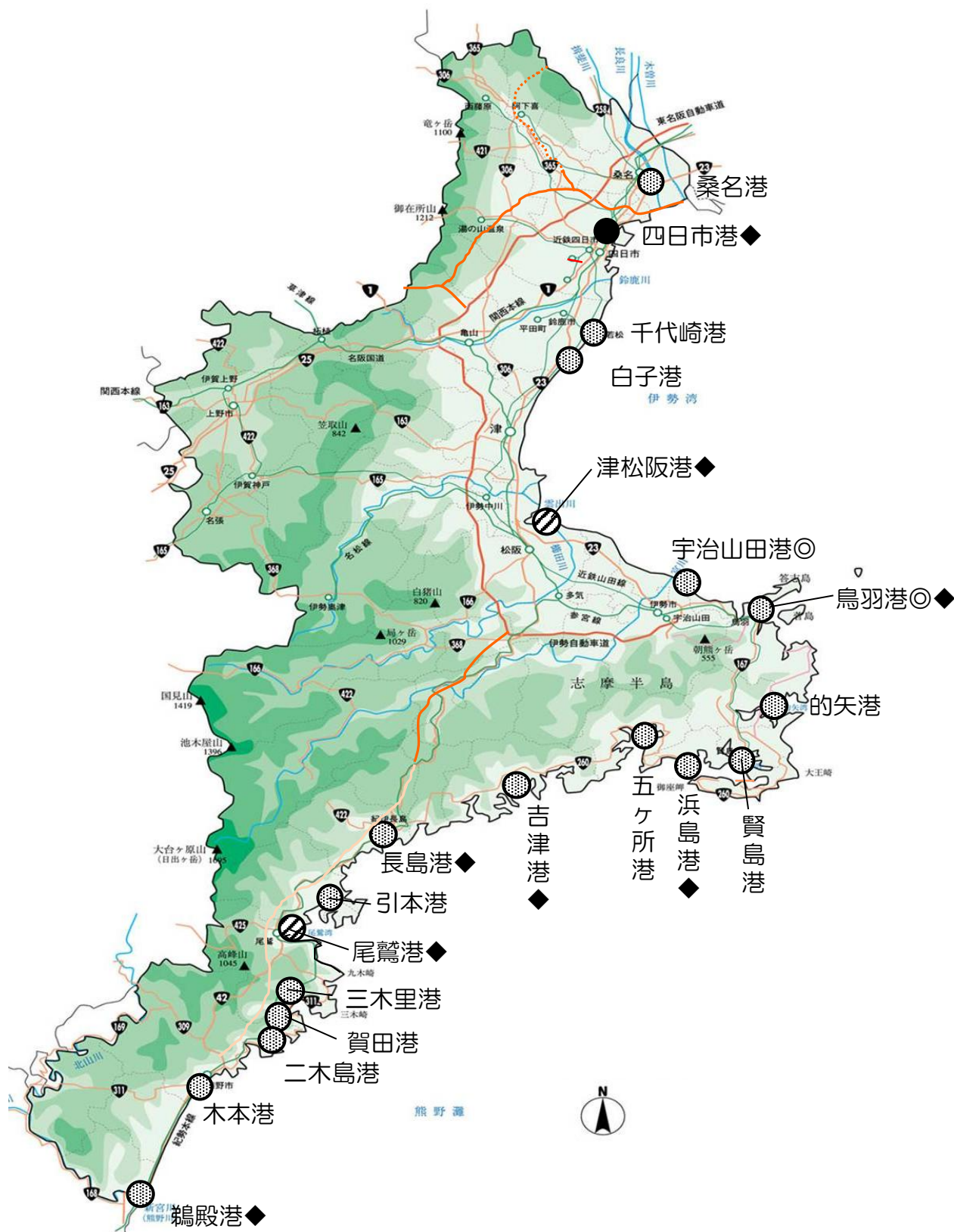
津波対策・・・的矢港海岸（志摩市的矢）



津波対策

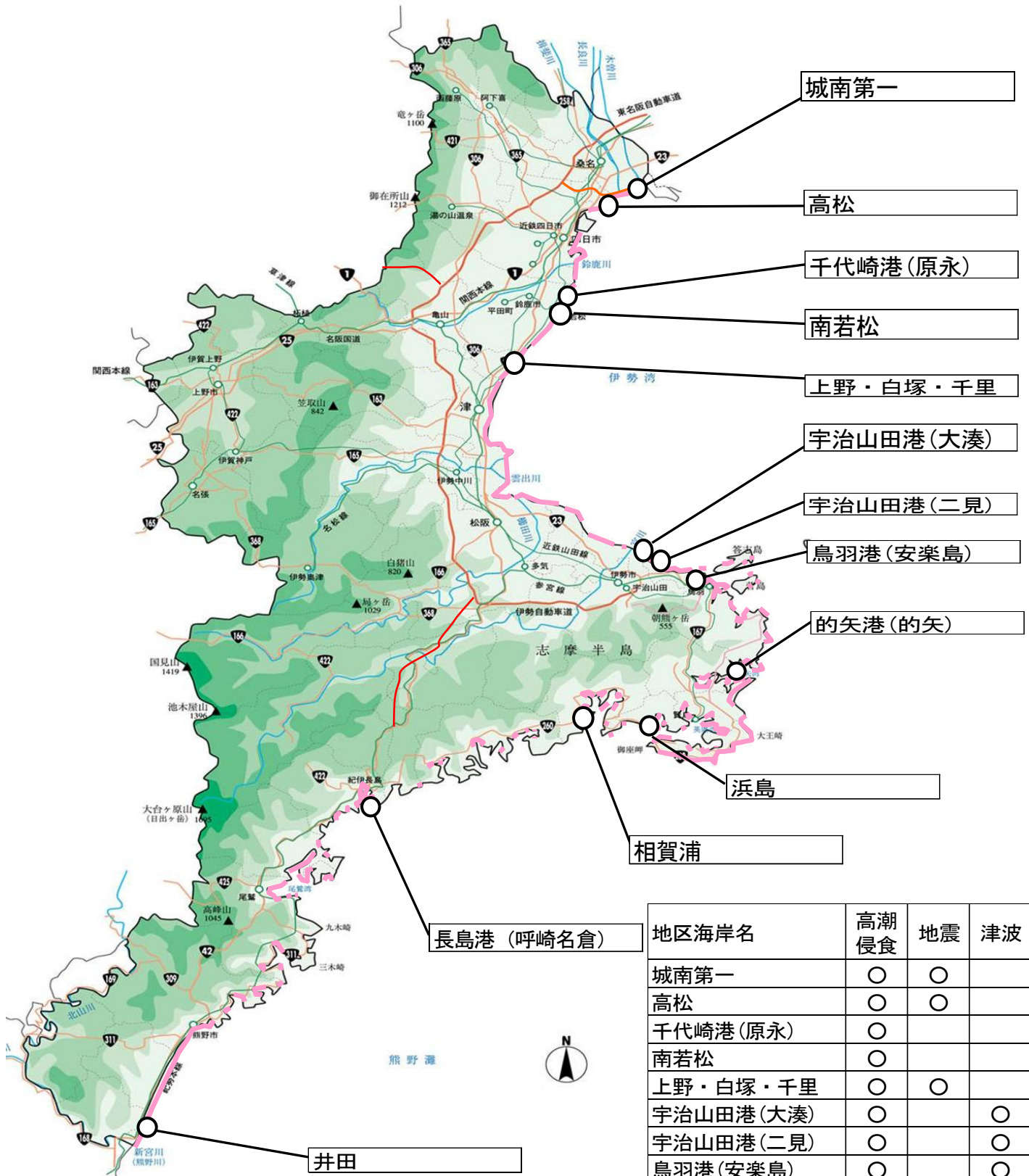
津波に対して粘り強い構造とすることで、被害を軽減する。

【三重県の港湾】



- 国際拠点港湾（1）
- ◐ 重要港湾（2）
- ◑ 地方港湾（17）
- ◎ 令和8年度事業箇所
- ◆ 耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県 県土整備部所管】 (R8年度 高潮等対策事業 実施箇所)



県土整備部所管海岸 ——

地区海岸名	高潮 侵食	地震	津波
城南第一	○	○	
高松	○	○	
千代崎港(原永)	○		
南若松	○		
上野・白塚・千里	○	○	
宇治山田港(大湊)	○		○
宇治山田港(二見)	○		○
鳥羽港(安楽島)	○		○
的矢港(的矢)	○	○	○
浜島	○		
相賀浦	○	○	○
長島港(呼崎名倉)	○		○
井田	○		
箇所数	13	5	6

災害対応力の向上

1 迅速な災害復旧への取組

(1) 災害復旧の早期完成

①現状（令和8年3月31日現在）

令和7年度は、6月の豪雨等により38箇所で被害が発生し、5箇所で復旧工事が完成しました。（復旧未完成33箇所のうち32箇所は契約済み）

また、令和6年度以前に発生した災害では、復旧未完成箇所が4箇所あります。

②取組方針（令和8年度の取組）

復旧未完成箇所の早期完成に努めます。

（復旧未完成箇所37箇所のうち34箇所は令和8年度完成予定）

(2) デジタル技術の活用

①現状

災害査定に向けた調査等の安全性向上、効率化に資するため、国土交通省から令和7年3月に発出された「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き（案）」に基づき、ドローン・360度カメラによる撮影や3次元点群データなど、デジタル技術の活用を進めています。

②取組方針（令和8年度の取組）

引き続き、デジタル技術を活用し、安全性向上、効率化を図ります。

2 初動対応の迅速化

(1) 各種訓練の実施

①現状

南海トラフ地震等の大規模災害を想定し、総合図上訓練や道路啓開訓練を実施しています。また、浸水被害に迅速に対応するため、排水ポンプ車を県伊勢庁舎および尾鷲庁舎に配備し、操作訓練を実施しています。

②取組方針（令和8年度の取組）

大規模災害時の対応力強化に向け、実践的な各種訓練を継続的に実施するとともに、訓練で抽出された課題を踏まえてマニュアルの見直しを行い、実効性の向上を図ります。また、排水ポンプ車の操作訓練を継続します。

(2) 三重県道路啓開計画の策定

①現状

南海トラフ地震を想定した「中部道路啓開計画（地震・津波編）」は、令和8年3月に策定・公表され、志摩半島を中心とした直轄啓開予定道路の設定に加え、内陸部の広域支援ルート（山側ルート）が位置付けられています。

また、改正道路法第22条の3に基づく道路啓開計画のガイドラインでは、広域ブロック単位の対象災害である南海トラフ地震に加え、都道府県単位の対象災害についても計画を定めることとされています。このため、三重県地域防災計画で想定されている内陸直下型地震に対応した「三重県道路啓開計画（地震・津波編）」を策定する必要があります。

②取組方針（令和8年度の取組）

令和8年度に「三重県道路啓開協議会」を設立し、「三重県道路啓開計画（地

震・津波編)」の策定を進めます。あわせて、既存の「中部道路啓開計画」についても運用検証や実動訓練を実施し、その結果や課題を計画に反映することで、継続的な見直しによる実効性の向上を図ります。

【迅速な災害復旧への対応】

【災害復旧事業】

一般県道南中津原畑新田線（いなべ市北勢町南中津原地内）



【デジタル技術の活用】

ドローンによる撮影



3次元点群データの活用



【初動対応の迅速化】

【各種訓練の実施】

道路啓開訓練



排水ポンプ車操作訓練



都市政策の推進

1 都市計画について

(1) 現状（参考：図1）

人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、必要となる都市計画の決定、変更を行っています。

(2) 取組方針

令和2年度策定の都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マスタープラン」という。）に基づき、コンパクトで賑わいのある災害に強いまちづくりを推進するため、市町の立地適正化計画策定やコンパクトなまちづくりに資する関連事業を支援するとともに、次期区域マスタープラン策定を進めます。

(3) 令和8年度の主な取組

区域マスタープランに沿った都市計画の決定、変更（用途地域変更、地区計画策定、都市施設決定等）を進めるとともに、区域マスタープランの内容が、各市町が策定する市町マスタープランに反映されるよう支援します。

また、立地適正化計画策定に着手している市町が増えていることから、計画の策定や見直しについての助言を行うとともに、未着手の市町には情報提供や個別訪問等を通して、計画策定に向けた働きかけを行います。

南海トラフ地震など大規模自然災害からの早期かつ的確な市街地の復興が求められていることから、市町担当者を対象とした勉強会等を通じて、平時から復興まちづくりの目標や実施方針などを取りまとめた事前復興まちづくり計画の必要性や意義について普及啓発を行い、計画策定に向けた機運醸成を図ります。

2 都市基盤の整備等

(1) 現状

・街路事業について（参考：図2）

地震や台風等の自然災害による電柱倒壊リスクに備え、影響の大きい市街地内の緊急輸送道路における無電柱化に取り組んでいます。

また、市街地における通学路等の安全対策や渋滞対策などの都市内交通の円滑化を図るため街路の整備に取り組んでいます。

・都市公園について（参考：図3）

潤いある都市環境を形成するため、所管する6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

(2) 取組方針

・街路事業について

緊急輸送道路の無電柱化、通学路等の安全対策や渋滞対策など、高い効果が見込める事業に注力し整備を進めます。

・都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、安全に配慮しつつ利用促進に努めます。

(3) 令和8年度の主な取組

・街路事業について（国補・交付金事業）

○緊急輸送道路の無電柱化に係る事業

(都) 外宮常磐線（伊勢市）

(都) 本町宮川堤線（伊勢市）

(都) 御幸道路（伊勢市）

(都) 尾鷲港新田線（尾鷲市）

○通学路の安全対策、渋滞対策に係る事業

(都) 桑部播磨線（桑名市）

(都) 野町国府線（鈴鹿市）

(都) 津海岸御殿場線（津市）

(都) 河芸町島崎町線ほか1線（津市）

・都市公園について

子どもの遊び場や子育て世帯の交流の拠点としての役割とともに防災機能も担う都市公園の整備・運営管理や、安全・安心を確保する老朽化対策等を推進します。

指定管理者と連携しながら安全管理を徹底しつつ、イベント開催等により利用促進に努めます。

3 景観づくり

(1) 現状

三重県景観計画及び熊野川流域景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。屋外広告物については、三重県屋外広告物条例に基づき規制しています。

花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、花とみどりあふれる未来に向けた土台づくりを進めています。

(2) 取組方針

景観法や三重県屋外広告物条例に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・指導を行います。地域が主体となる良好で魅力ある景観の形成に向けて、花とみどりの活用など、市町に対する助言や情報提供、県民に対する啓発を行います。

(3) 令和8年度の主な取組

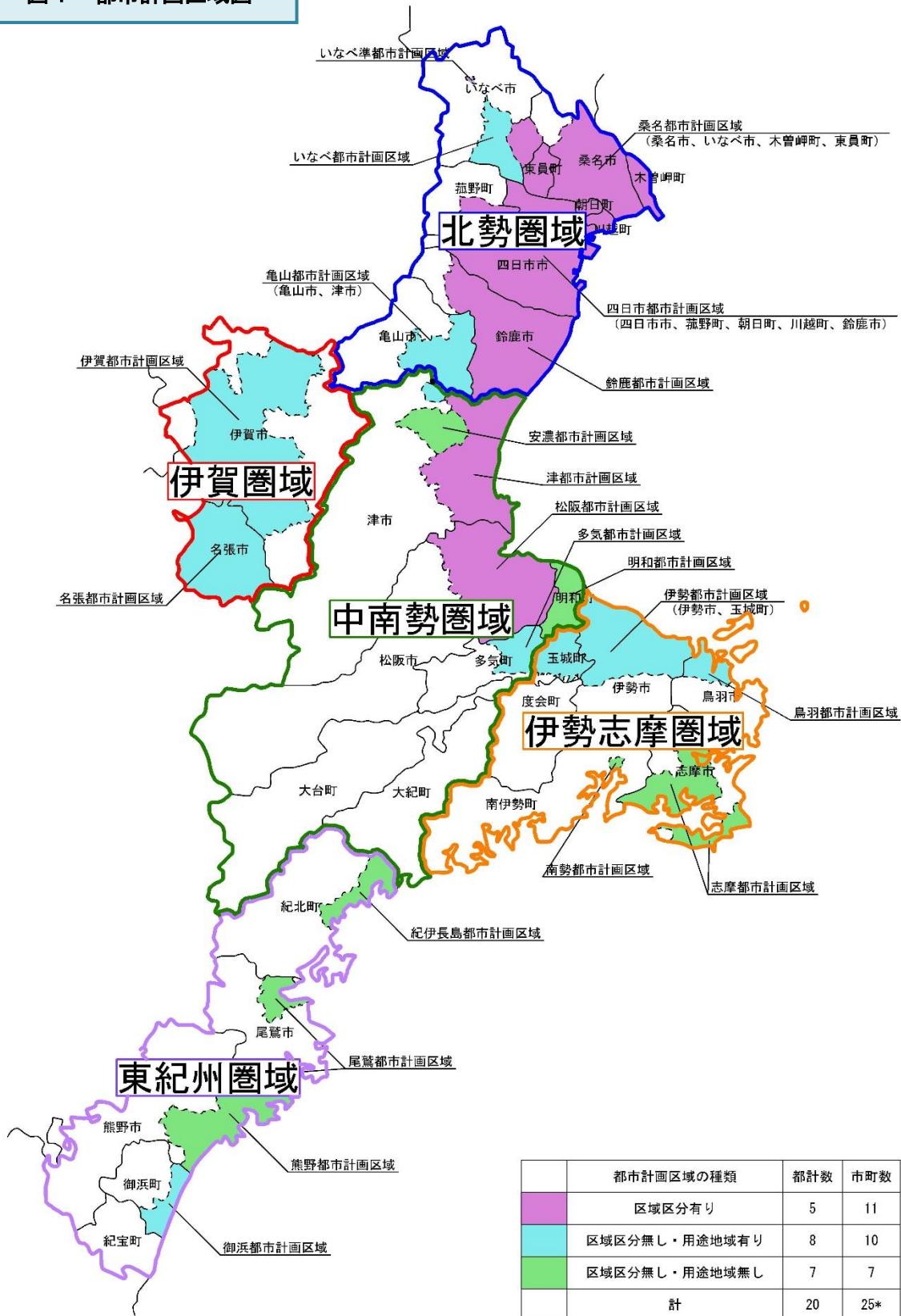
建築物の建築や工作物の建設、開発行為等に係る景観法の届出の受理にあたり、景観形成基準や色彩ガイドラインに適合するよう助言・指導を行い、地域の実情に応じた良好な景観形成を推進します。

三重県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置・表示にあたり、審査、許可、指導等を行うとともに、無許可の違反広告物などの是正、除却等を行います。

屋外広告物の安全点検・維持管理の重要性について、引き続き啓発を実施していきます。

花とみどりを生かした魅力あるまちづくりが促進されるよう、市町への支援や県民・事業者への普及啓発など、気運醸成に取り組みます。

図1 都市計画区域図

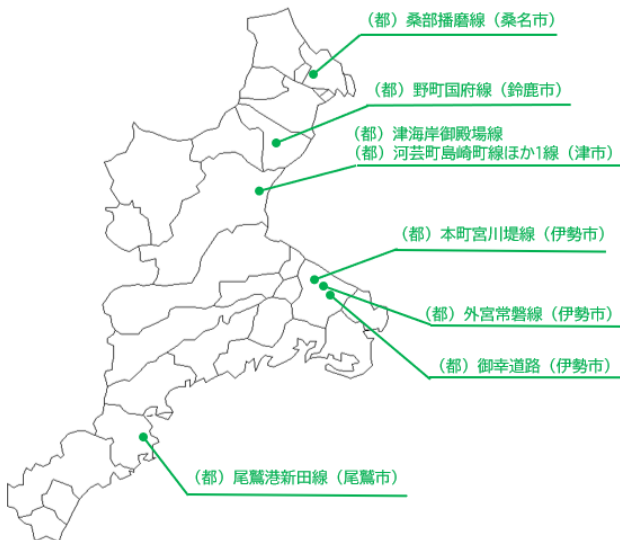


	都市計画区域の種類	都計数	市町数
	区域区分有り	5	11
	区域区分無し・用途地域有り	8	10
	区域区分無し・用途地域無し	7	7
	計	20	25*
	準都市計画区域	1	1

*複数の都市計画区域を有する市があるため、重複を除いた数

令和3年4月1日現在

図2 街路事業箇所図



(都)野町国府線(鈴鹿市)
〔通学路の安全対策に係る事業〕



(都)外宮常磐線(伊勢市)
〔緊急輸送道路の無電柱化に係る事業〕



図3 都市公園箇所図



ダイセーフレストパーク
(鈴鹿青少年の森)
(鈴鹿市)



亀山サンシャインパーク
(亀山市)



熊野灘臨海公園(紀北町)



下水道の整備

1 現状

(1) 快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています。（表－1）

下水道の整備は、市町が事業主体になって実施する公共下水道（23市町）と、県が広域的に実施する流域下水道（6処理区）において進めています。（表－2）

流域下水道では、関連市町による公共下水道の整備の進捗に合わせた幹線管渠の延伸や処理場施設の増設を進める未普及対策とともに、老朽化対策や地震対策、施設浸水対策、地球温暖化対策に取り組んでいます。

【表－1】生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の種別	普及率 R6末(%)	整備完了時 (%)
下水道	61.9	81.6
農業集落排水施設等	4.8	4.8
漁業集落排水施設	0.3	0.5
コミュニティ・プラント	0.2	0.0
市町設置型浄化槽	1.0	2.9
個人設置型浄化槽等	21.9	10.2
合計	90.0	100.0

【表－2】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

(2) 計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和2年度から、三重県流域下水道事業に地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計を導入しました。

また、公営企業会計の導入と同時に、中長期的な経営の基本計画である「三重県流域下水道事業経営戦略」を策定しました。経営戦略は策定から5年が経過し、これまでの成果や課題、社会情勢等の変化に対応させるため、令和7年3月に改定を行いました。現在は、改定後の経営戦略に沿った取組を行っています。

2 取組方針

- (1) 未普及対策 関連市町による整備の進捗に合わせた流域下水道施設の建設を進め、下水道普及のニーズに応えます。
- 老朽化対策 計画的な点検・調査を実施し、健全度をふまえた修繕や、施設の状態・使用年数に応じた改築・更新を行います。
- 地震対策 下水道システムの急所となる施設（幹線管路、ポンプ場及び処理場（揚水機能、沈殿機能、消毒機能））の耐震化を進めます。
- 施設浸水対策 津波や洪水による浸水被害が予測される施設について、開口部の閉塞などの津波対策や、止水板の設置などの洪水対策を進めます。
- 地球温暖化対策 電力使用に起因する温室効果ガス排出量を削減するため、下水処理場における太陽光発電設備の導入を進めます。
- (2) 複式簿記による会計処理、固定資産管理及び流域下水道施設の維持管理を適正に実施し、健全な事業運営に取り組みます。

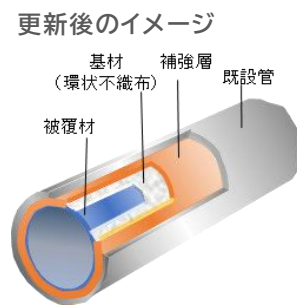
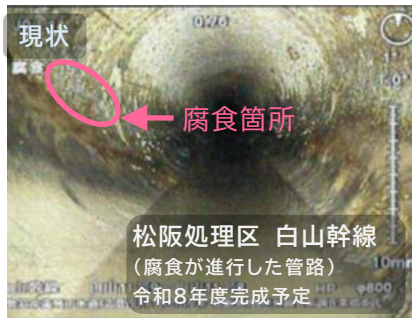
3 令和8年度の主な取組

- (1) 施設整備
- ・ 未普及対策
 - ▷ 南部処理区：南部浄化センター第2期事業汚泥処理施設の整備
 - ▷ 宮川処理区：明和幹線管路の整備
 - ・ 老朽化対策
 - ▷ 北部処理区：北部浄化センター汚泥処理施設の更新
 - ▷ 松阪処理区：松阪浄化センター汚泥処理施設の更新
 - ▷ 幹線管路の「全国特別重点調査」の結果を踏まえた補修
 - ・ 地震対策
 - ▷ 北部処理区：北部浄化センター水処理施設の耐震補強
 - ▷ 松阪処理区：三渡川ポンプ場の建物耐震設計
 - ・ 施設浸水対策
 - ▷ 志登茂川処理区：志登茂川浄化センター管理棟の津波対策
 - ▷ 宮川処理区：宮川浄化センタースクリーンポンプ棟の津波対策
 - ・ 地球温暖化対策
 - ▷ 雲出川左岸処理区：雲出川左岸浄化センター太陽光発電施設の導入
- (2) 健全な事業運営
- ・ 地方公営企業法に基づく企業会計予算の調製、会計処理及び固定資産管理を実施
 - ・ 「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づく施設設備の点検・調査及び修繕・改築の計画的な実施により、維持管理に係るコスト縮減の取組を継続的に実施

【未普及対策】



【老朽化対策】



【地球温暖化対策】

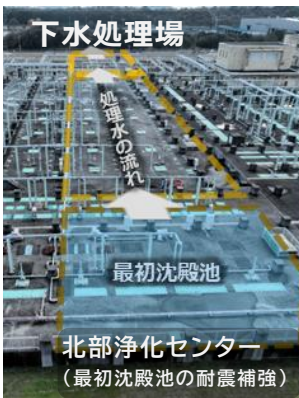
太陽光発電施設の導入イメージ



事業者が発電施設を設置し、県は電力を購入(PPA方式)



【地震対策】



【施設浸水対策】



4 令和7年度決算見込みの概要

(1) 損益計算書（令和7年度決算見込み）

- ・ 損益計算書は、令和7年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、1年度間の経営成績を表しています。
- ・ 収益の主なものは営業収益であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る流域関連市町からの維持管理負担金収益等です。
- ・ 費用の主なものは営業費用であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る委託料や減価償却費等です。

(単位:百万円 税抜き)

	R6	R7	R7-R6	対前年度比 %
営業収益	6,280	6,217	△ 63	99.0
営業費用	12,953	13,391	438	103.4
営業損益	△ 6,673	△ 7,174	△ 501	107.5
営業外収益	7,415	7,909	494	106.7
営業外費用	525	534	9	101.7
経常損益	217	201	△ 16	92.6
特別利益	—	—	—	—
特別損失	—	—	—	—
純損益	217	201	△ 16	92.6
前年度繰越利益剰余金等	638	855	217	134.0
当年度未処分利益剰余金	855	1,056	201	123.5

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

(2) 貸借対照表（令和7年度決算見込み）

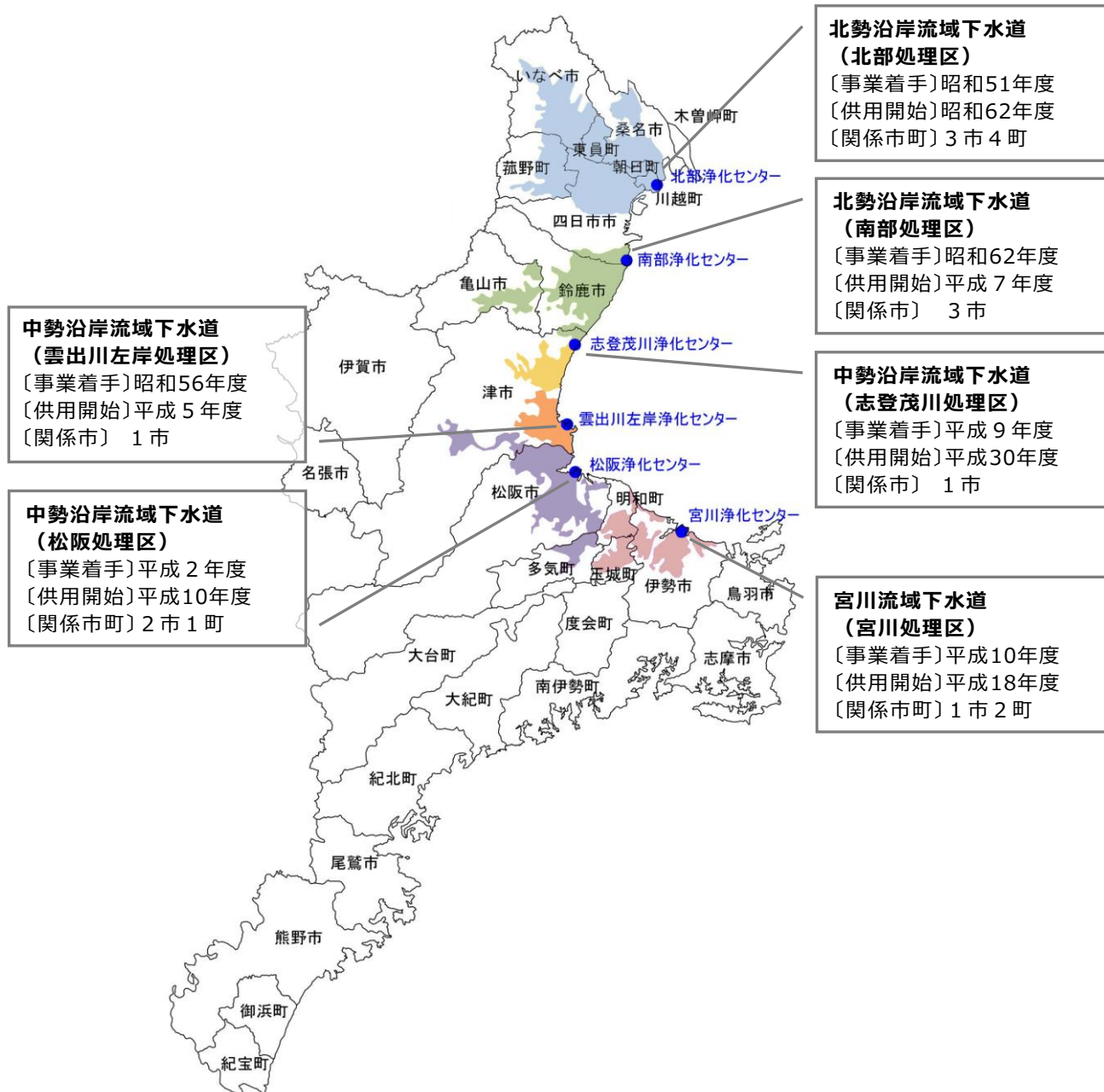
- ・ 貸借対照表は、流域下水道事業の令和7年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。
- ・ 資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されています。固定資産の主なものは、浄化センターや幹線管渠等の有形固定資産です。
- ・ 負債は、企業債の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、及び国庫補助金等の繰延収益で構成されています。
- ・ 資本は、資本金と剰余金で構成されています。

(単位:百万円 税抜き)

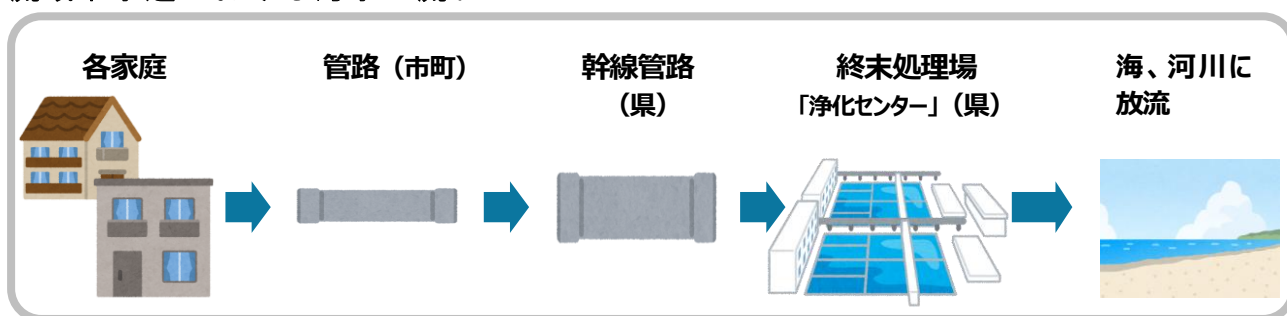
	R6末	R7末	R7-R6	対前年度比 %
固定資産	233,571	230,661	△ 2,910	98.8
流動資産	5,788	3,573	△ 2,215	61.7
資産合計	239,358	234,234	△ 5,124	97.9
固定負債	34,393	32,839	△ 1,554	95.5
流動負債	7,678	5,328	△ 2,350	69.4
繰延収益	166,815	165,394	△ 1,421	99.1
負債合計	208,886	203,561	△ 5,325	97.5
資本金	9,760	9,760	—	100.0
剰余金	20,712	20,913	201	101.0
資本合計	30,472	30,673	201	100.7
負債資本合計	239,358	234,234	△ 5,124	97.9

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

流域下水道計画処理区域図



流域下水道における汚水の流れ



下水道管路の全国特別重点調査の結果と措置

1 全国特別重点調査の結果

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因する大規模な道路陥没事故をふまえ、国土交通省から要請のあった全国特別重点調査の結果は以下のとおりでした。

調査の概要

- 対象は設置から30年が経過した内径2m以上の管路（平成6（1994）年度以前に設置）
本県流域下水道では約7kmが対象（表1）
- 潜行目視またはテレビカメラによる管路内調査を実施

（表1 全国特別重点調査の対象）

流域名	処理区名	幹線名	延長
北勢沿岸	北部処理区	桑名幹線	1.653 km
		四日市幹線	3.642 km
	南部処理区	鈴鹿川幹線	2.204 km
計			7.499 km

調査の結果（表2）

- 一部で「緊急度Ⅱ^{※1}」相当と判定
（※1：緊急度Ⅱとは、応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する必要がある箇所）
浸入水：8箇所
コンクリートの腐食：約1.8km
- 速やかに対策を実施する必要がある「緊急度Ⅰ」の判定箇所は無し

（表2 全国特別重点調査の結果）

幹線名	緊急度Ⅰ 要対策延長	緊急度Ⅱ 要対策延長	管路の状態
桑名幹線	0 km	1.051 km	腐食 1.051 km
四日市幹線	0 km	0.768 km	浸入水 1箇所 腐食 0.767 km
鈴鹿川幹線	0 km	0.007 km	浸入水 7箇所
計	0 km	1.826 km	

※緊急度Ⅰ：速やかに対策を実施する必要がある箇所

2 調査結果を踏まえた措置と今後の取組

講じた措置

- 浸入水箇所は、止水セメントの充填による止水を実施
- コンクリートの腐食箇所は、応急措置として管路内部の清掃により硫化水素の発生源となる堆積有機物を除去し、対策工法の検討に着手

今後の取組

- コンクリートの腐食箇所（約1.8km）については、対策工法を検討のうえで必要な対策を講じていきます。
 - 引き続き、下水道法に定められた維持修繕基準に基づき点検・調査を実施し、施設の異状を把握したときは修繕を行うなど、下水道管路の破損に起因する道路陥没の未然防止等に努めます。
- また、国による診断基準の見直し等を注視し、新たなマネジメント手法を取り入れるなど適切な維持管理に取り組んでいきます。

■ 浸入水箇所の補修工事



■ 腐食箇所の管内清掃



適確な建築・開発行政等の推進

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき、新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物等に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

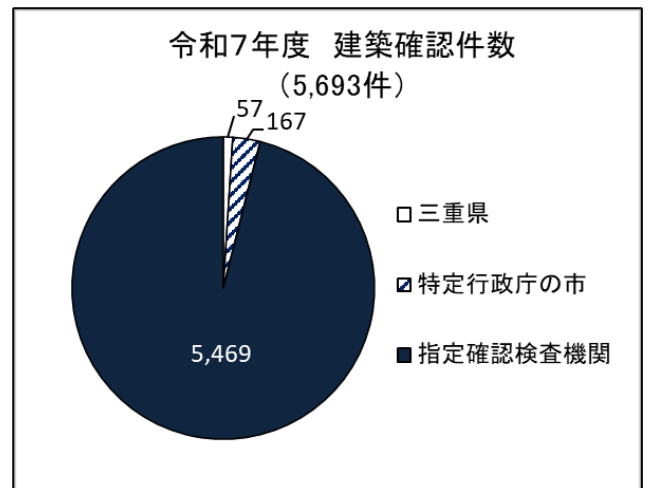
県では、円滑な建築行政を推進するため、市への権限移譲を行っています。

① 建築確認件数

民間の指定確認検査機関の建築確認シェアは年々高まっており、令和7年度は約96%になっています。

県では、指定確認検査機関の審査体制等を確認するため、立入調査を実施しています。

適正な確認検査の実施のため、特定行政庁、指定確認検査機関との会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



② 権限移譲の状況

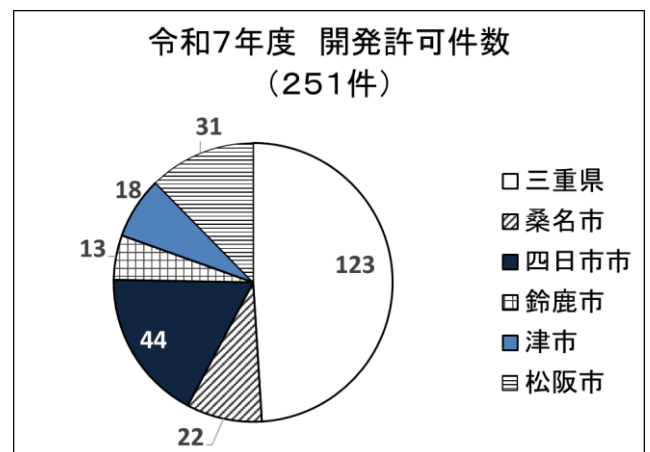
特定行政庁	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、名張市、亀山市

(※ 小規模な建築物に関する建築行政を行う。)

(2) 三重県の開発行政の概要

適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、円滑な開発行政を推進するため、市への権限移譲を行っています。



① 開発許可件数

令和7年度の県内の開発許可件数に占める県の割合は、約49%です。

適正な許認可事務執行のため、権限移譲市との会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。

② 権限移譲の状況

権限移譲市	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
-------	---------------------

(3) 盛土規制法に基づく規制

盛土等による災害から、県民の生命・身体を守るために、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)に基づき、許可制度を適正に運用しています。

① 盛土規制法許可申請・届出件数

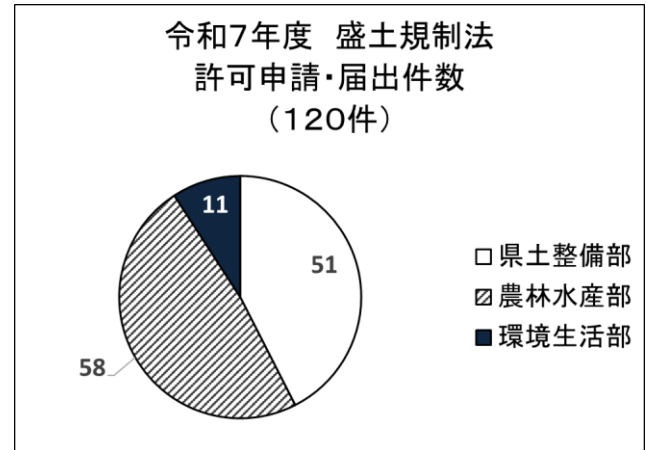
規制区域指定(令和7年5月26日)以降、造成・盛土等の目的に応じた個別規制法令ごとに各部局で役割分担し、審査業務の効率化を図っています。

② 部局間の連携

担当部局が複数存在するため、申請の処理方法や運用等の齟齬が生じないように「三重県盛土等対策連絡会議」を設置し、部局間で協力・連携しています。

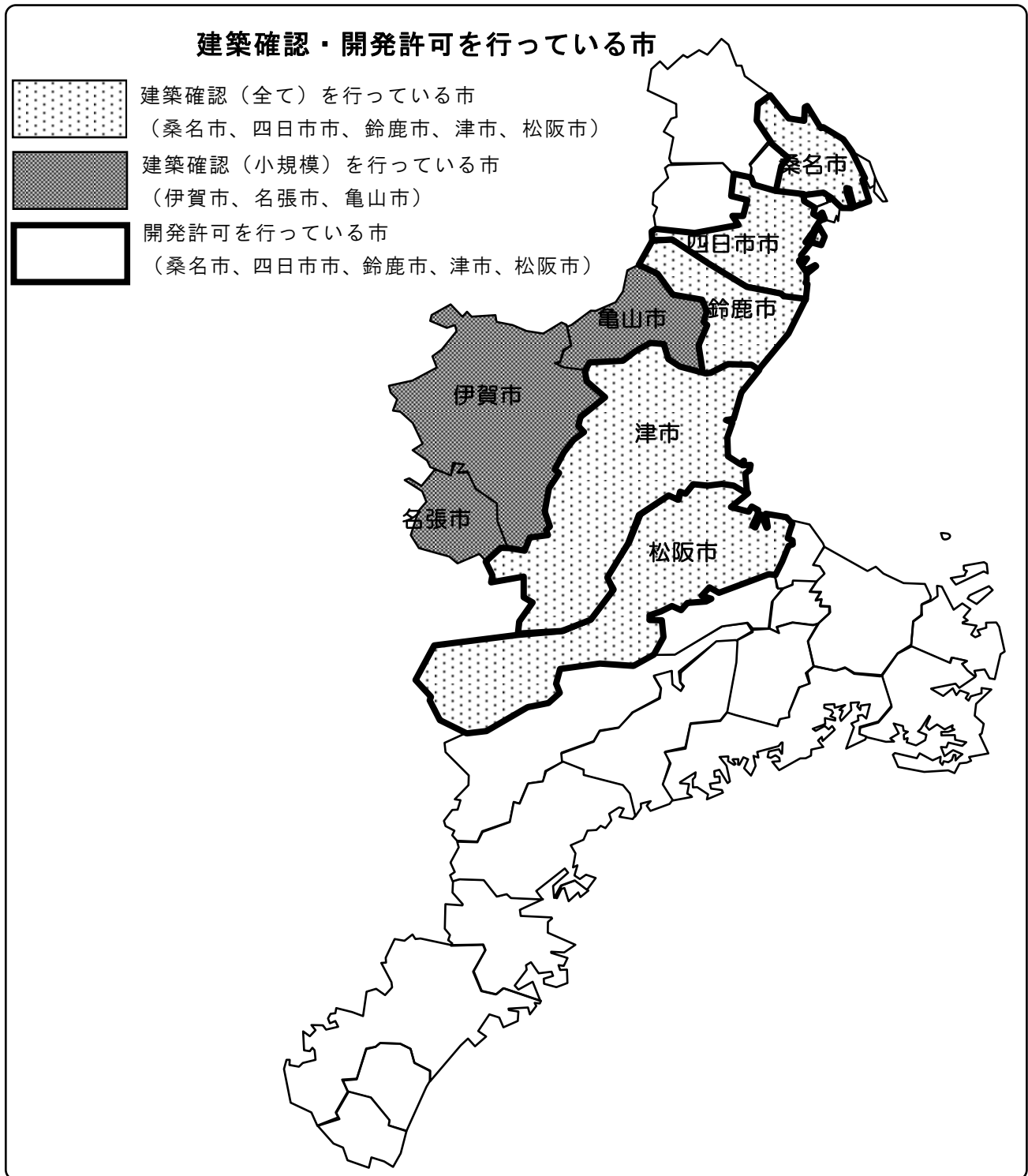
③ 既存盛土等調査

盛土規制法に基づき、おおむね5年ごとに既存の盛土等の分布を把握し、応急対策の必要性等を判断するための調査を行い、盛土等による災害の防止を図ります。



2 令和8年度の主な取組

建築物及び宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り組めます。



住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

① 空き家対策

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町は空き家等対策計画の策定やこれに基づく対策を実施し、県はこれら市町の取組に対して必要な支援を行っています。

② 住宅セーフティネットへの取組

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者などの住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録推進等に取り組んでいます。

(2) 取組方針

① 空き家対策

- ・市町に対する必要な助言や情報提供等を行います。
- ・空き家活用事業や空き家除却事業を進める市町の支援を行います。

② 住宅セーフティネットへの取組

セーフティネット住宅の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、市町や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組みます。

(3) 令和8年度の主な取組

① 空き家対策

- ・空き家の改修工事、特定空き家等の除却に係る略式代執行の実施や特定空き家等の所有者による除却、耐震性のない空き家の除却に補助を行う市町に対して、財政支援を行います。
- ・令和6年度から補助対象に加えた地域活性化に資する施設（非住宅）の改修工事についても、補助を行う市町に対して、引き続き財政支援を行います。
- ・市町や不動産関係団体等が参加する空き家に関する連絡会議を開催し、先進的な取組事例等の情報共有のほか、空き家対策についてテーマを設定し、課題や解決策の検討を行います。
- ・県民等を対象にした空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。

② 住宅セーフティネットへの取組

- ・居住支援フォーラムを開催するとともに、各市町が行う住宅相談会の開催を支援します。
- ・セーフティネット住宅の登録を普及させるため、民間賃貸住宅を管理する事業者の研修会や、宅地建物取引士、宅地建物取引業者向けの講習会等の機会を捉

え、制度の周知を図っていきます。

③ 三重県住生活基本計画の改定

- ・令和8年3月に国の住生活基本計画（全国計画）が見直されたため、三重県住生活基本計画の改定を行います。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

① 入居状況

58 団地（265 棟、管理戸数 3,962 戸）中、入居可能戸数は 3,283 戸、そのうち入居中の戸数は 2,111 戸、入居率 64.3%となっています（令和8年4月1日現在）。

② 申込資格等

県営住宅では、令和5年4月から、入居にあたっての連帯保証人を不要としています。

令和6年4月からは、それまで高齢者（60歳以上）等に限られていた単身世帯入居資格を見直し、入居率の高い一部の県営住宅等を除き、入居を可能としています。また、同性パートナーの方との入居も可能です。

③ 維持管理

- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上を図っています。

- ・公営住宅法に定める耐用年限を超過し老朽化した県営住宅については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。

- ・平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。

○北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合

○中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合

○南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

○東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

※いずれも指定期間は令和6年度から令和10年度までの5年間

(2) 取組方針

- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」（令和2年度～令和12年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取組を進めます。
- ・住戸改善などの住環境整備により、入居者の増加に取り組めます。

(3) 令和8年度の主な取組

- ・長寿命化等の対策として2団地で外壁改修などの工事を行います。
- ・三重県公営住宅等長寿命化計画の改定を行います。
- ・高齢者向けのバリアフリー化住戸内改善を行います。
- ・連帯保証人が不要であることや多くの県営住宅で単身世帯の入居が可能であることを広く周知するなど、県営住宅の入居率の向上に努めます。

三重県 県営住宅位置図

(令和8年4月1日現在)

○印付き団地：政策空家

団地名	所在地	管理戸数
桑名市 ○森忠	森忠	23
川成	矢田	56
桑名建設事務所管内 (2団地)		79

団地名	所在地	管理戸数
鈴鹿市 高岡山社の郷	高岡台4丁目	135
○十宮	十宮4丁目	17
桜島	桜島5丁目	200
亀山市 鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内 (4団地)		368

団地名	所在地	管理戸数
菟野町 ○大羽根	大羽根	10
川越町 豊田一色	豊田一色	34
四日市市 高見ヒルズ	市場町	60
あこず	赤水町	166
河原田	河原田町	72
○高花平	高花平5丁目	24
笹川	笹川9丁目	366
笹川第2	笹川3丁目	88
○泊山	泊村	6
四日市建設事務所管内 (9団地)		826

団地名	所在地	管理戸数
伊賀市 ○依那具	依那具	16
カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
○荒木	荒木	113
○清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
服部	服部町向上川原	56
○木根	長田字寺埦内	8
名張市 蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内 (7団地)		305

団地名	所在地	管理戸数
津市 千里	千里ヶ丘	447
サンシャイン千里	千里ヶ丘	98 (2)
白塚	白塚町白池	200
一身田	一身田町	388
○江戸橋	江戸橋2丁目	108
○島崎	島崎町	24
パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
神戸	神戸	88
船頭町	船頭町	60
結城	大字津興	120
○野村	久居野村町	10
新町	久居新町	48
ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内(特公賃は外数)(13団地)		1649 (2)

団地名	所在地	管理戸数
松阪市 エスペラント末広	末広町2丁目	68 (2)
大黒田	五月町	48
粥田	田村町をこそ	88
五反田	五反田町2丁目	40
○宝塚	宝塚町	28
○上川	上川新田	44
上川第2	上川登り立ち	88
和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内(特公賃は外数)(8団地)		460 (2)

団地名	所在地	管理戸数
尾鷲市 泉	中井浦字泉	16
○埴ノ内	南浦小川西町	6
古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内 (3団地)		38

団地名	所在地	管理戸数
伊勢市 城田	栗野町	31
辻久留	辻久留3丁目	20
○清水谷	辻久留3丁目	16
旭	旭町	20
西豊浜	西豊浜町	24
五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内 (6団地)		135

団地名	所在地	管理戸数
鳥羽市 ○安楽島	安楽島町	8
○堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内 (2団地)		14

団地名	所在地	管理戸数
熊野市 井戸	井戸町字兼須	16
井土	井戸町字井之上	16
久生屋	久生屋字埦前	16
御浜町 オレンジハイツ御浜	下市木	36
熊野建設事務所管内 (4団地)		84

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	2
エスペラント末広	松阪市末広町2丁目	2
特公賃計		4

	管理戸数合計	団地数合計
一般公営住宅	3,958	58
特定公共賃貸住宅	4	
合計	3,962	58

住宅・建築物の耐震対策

1 現状

県民の生命・身体や財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を策定（令和8年3月改定）し、計画的に耐震対策に取り組んでいます。

（1）住宅の耐震化

令和5年度末時点で住宅の耐震化率は約89.1%、耐震基準を満たしていない住宅は約7.9万戸と推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

（2）建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物（以下、「大規模建築物」という。）や緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物（以下、「避難路沿道建築物」という。）について、補助制度を活用して耐震化促進に取り組んでいます。

2 取組方針

（1）住宅の耐震化

- ・様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震性のない空き家除却の補助事業を進める市町の支援を行います。
- ・耐震診断から耐震補強設計、耐震補強工事につながるように、耐震補強工事費の低減に向けた取組を進めます。

（2）建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、全て耐震診断を終えています。耐震設計や耐震改修の進捗管理をすることで早期の耐震化を促します。
- ・避難路沿道建築物については、耐震診断を実施していない又は耐震性のない建物所有者等に耐震診断、耐震改修の重要性等の説明を行うことで耐震化に対する意識を高めます。

3 令和8年度の主な取組

（1）住宅の耐震化

- ・直接住民に働きかける戸別訪問や耐震改修相談会は、耐震化促進の効果が高いため、市町や建築関係団体とともに、今後も実施するほか、ダイレクトメールや回覧板などの効果的な啓発を実施します。
- ・耐震化に係る補助や耐震性のない空き家除却に補助を行うなど必要な市町支援を継続します。

- ・能登半島地震により住宅の耐震化に関心が高まっている機会を捉え、令和6年度に拡充を行った補助制度や令和8年度から補助額を増額した耐震性のない空き家の除却の補助についての周知を行います。
- ・設計者や施工者に対しては、耐震補強工事費の低減が期待できる精密診断法による耐震補強設計や低コスト工法等の普及を図ります。

(2) 建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、引き続き関係市と協力の上、文書通知や訪問等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。
- ・避難路沿道建築物については、引き続き関係市町と協力の上、診断結果の報告がない所有者等への耐震診断の実施に向けた指導を継続します。また、耐震性のない建築物の所有者等に対しても、令和7年度に拡充を行った耐震改修にかかる補助制度を周知して耐震改修の実施を促すとともに、補助制度の創設をしていない市に対して創設を働きかけます。

質の高い公共施設づくりの推進

1 現状

さまざまな県有建築物について、それぞれを所管する部署からの依頼に基づいて、調査・設計を行い、それに基づいて施設整備・改修等を実施しています。

2 取組方針

県有建築物の整備において、依頼部署からの要望への対応はもとより、木材利用の促進、防災、環境、ユニバーサルデザイン、ライフサイクルコストの低減、景観改善など、多様な課題や利用者等ニーズに的確に対応した質の高い公共施設づくりを推進します。

3 令和8年度の主な取組

令和8年度に実施又は予定している主な事業は、以下のとおりです。

(1) 実施中の主な事業

○工事

- ・三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- ・盲学校・聾学校建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- ・松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事、電気設備工事、機械設備工事

○委託

- ・三重県工業研究所ものづくりの総合拠点（仮称）整備工事設計業務委託
- ・三重県工業研究所本所・連携の総合拠点（仮称）及び津高等技術学校（仮称）一体整備工事設計業務委託

(2) 実施予定の主な事業

○工事

- ・国児学園寮舎棟ほか整備工事
- ・三重県埋蔵文化財センター収蔵庫建築工事
- ・県立高等学校外壁等改修工事
- ・県立高等学校トイレ改修工事
- ・県立高等学校防球ネット改修工事
- ・三重県本庁舎議会棟受変電設備改修工事設計業務委託

○委託

- ・三重県社会福祉会館内部改修工事設計業務委託
- ・くわな特別支援学校新棟増築工事設計業務委託

工事検査

1 現状

(1) 検査の目的

発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、工事目的物が契約書により求められた出来形や品質を確保していることを確認します。(地方自治法第234条の2)

(2) 検査の対象

県土整備部・農林水産部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象としています。

<検査実績>

(単位：件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員 検査	合計
令和 5 年度	2, 074	238	391	2, 703
令和 6 年度	2, 101	191	399	2, 691
令和 7 年度	2, 030	179	448	2, 657

(3) 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

① 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

② 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

③ 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

2 取組方針

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で適正に実施します。

3 令和8年度の取り組み

三重県建設工事検査規則に基づき工事検査要領や建設工事成績評定要領等の基準を整備し、この適正な運用を図るとともに、次の3つの方法により工事検査を実施します。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託します。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が内容を精査し、完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事は、年間の検査件数も少ないことから、工事検査担当職員が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、直営検査または委託検査で対応できない場合に行います。